

令和元年度

図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



豊島区区民部税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約 25%が区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q & A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

令和元年 1 2 月

豊島区区民部税務課

目 次

第1章 財政

- 1 豊島区の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 特別区（23区）の収入・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 税金などの使われ方・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 豊島区の税収

- 1 特別区税の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 豊島区の税収の推移・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 特別区民税の課税状況

- コラム① 住民税とは？・・・・・・・・・・・・・・ 9
- コラム② 住民税の計算方法とは？・・・・・・・・ 10
 - 1 納税義務者数と課税額の推移・・・・・・・・ 12
 - 2 1人あたりの特別区民税負担額の比較・・・・ 13
 - 3 所得区分別 納税義務者数・・・・・・・・・・ 14
 - 4 課税標準段階別 納税義務者数・・・・・・・・ 15
 - 5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）・・ 16
 - 6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)・・ 17
 - 7 納税義務者の年齢構成（豊島区）・・・・・・ 18
 - 8 ふるさと納税の推移・・・・・・・・・・・・・・ 19
- コラム③ ふるさと納税とは？・・・・・・・・・・・・ 20
- コラム④ 住民税の納め方とは？・・・・・・・・・・・・ 22
- コラム⑤ 特別区民税の主な改正内容について（令和2年度適用）・・・・ 23
- コラム⑥ 特別区民税の主な改正内容について（平成3年度適用）・・・・ 24

第4章 納税状況等

- 1 納税の方法（収納方法の種類と割合）・・・・ 28
- 2 収納率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 滞納者の年齢及び滞納額・・・・・・・・・・・・ 30
- 4 分割納付と納税の猶予・・・・・・・・・・・・・・ 31
- コラム⑦ こんなときはどうすればいいの？納税Q&A・・・・ 32
 - 5 督促・催告の推移・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 6 差押え件数と滞納額の推移・・・・・・・・・・・・ 34
 - 7 口座振替加入者数・率の推移・・・・・・・・・・ 35
 - 8 税証明発行数の推移・・・・・・・・・・・・・・ 36
- コラム⑧ 税金の還付とは？・・・・・・・・・・・・・・ 37
- コラム⑨ 収納率向上のための取り組み・・・・・・・・ 38

第5章	軽自動車税	
1	軽自動車税（登録台数・税収）の推移	40
2	軽自動車税（収納率）の推移	41
3	普通自動車と軽自動車登録台数の比較	42
4	23区別人口に対する軽自動車保有率	43
コラム⑩	軽自動車税の歴史と新たな制度	44
第6章	たばこ税	
1	たばこ税（売渡本数・税収）の推移	45
2	たばこ税収入の23区比較	46
3	23区の税収に占めるたばこ税の割合	46
4	たばこ税率の変遷（旧三級品除く）	47
コラム⑪	たばこ税とは？	48
コラム⑫	たばこ税率改正について	49
	加熱式たばことは？	49
第7章	狭小住戸集合住宅税	
1	狭小住戸集合住宅税の課税概要	51
2	税創設の経緯	52
3	税収の推移	53
4	税による効果	53
使用データ		55
別冊資料	令和元年度 税務概要（データ版）	77

第1章—財政—

1 豊島区の収入

2 特別区（23区）の収入

3 税金などの使われ方

1

1 豊島区の収入

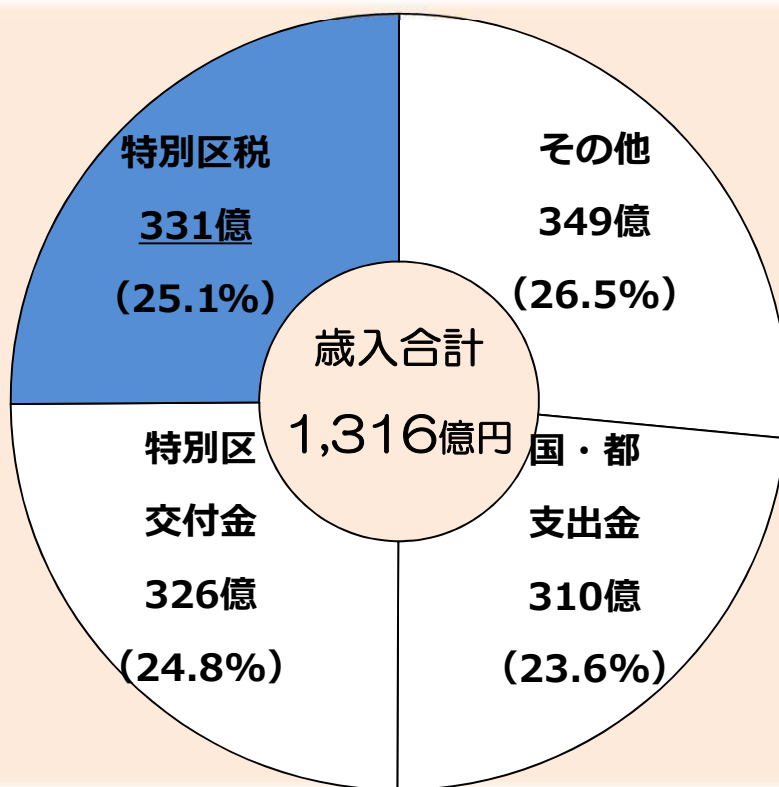


豊島区にはどのような収入がありますか？
そのうち税の収入はどれくらいありますか？

平成30年度の豊島区の収入は1,316億円です。
そのうち税の収入は331億円で約25%を占めています。



豊島区の歳入決算（平成30年度）



P O I N T

豊島区の収入のうち、例年約25%前後が税による収入となっており、一般会計歳入の大きな割合を占めています。

30年度の一般会計歳入決算は前年を上回りました。特別区税も額は増えたものの、歳入全体に占める割合は相対的に下がりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

2 特別区（23区）の収入

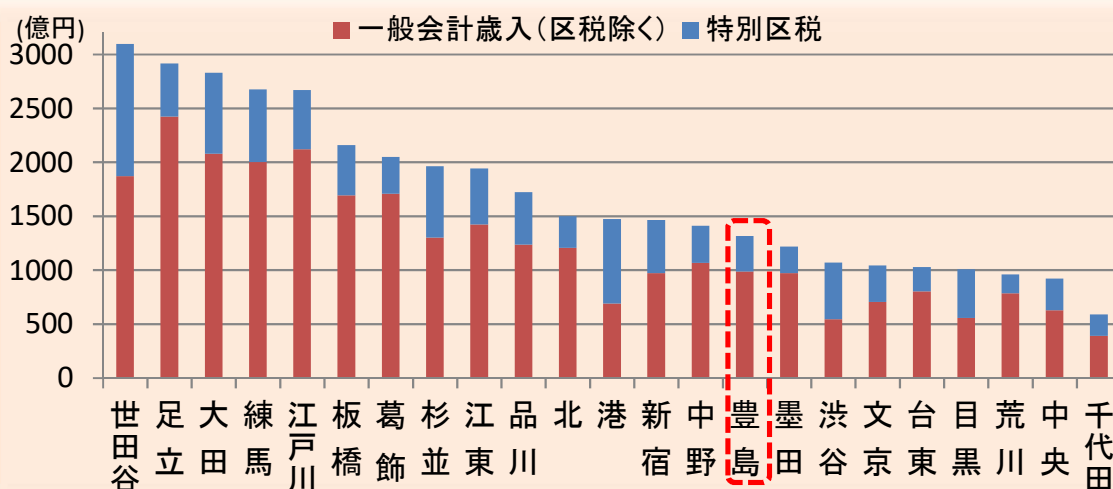


他の区の収入はどれくらいあるのですか？

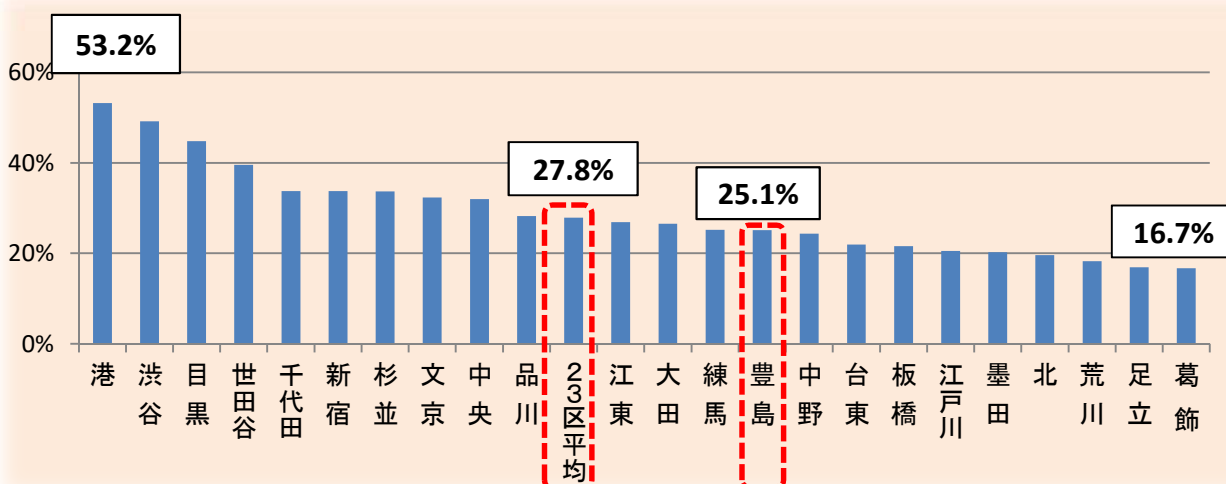
23区で比較すると収入が多い区で3,094億円、少ない区で588億円です。また、税金は多い区で1,224億円、少ない区で198億円です。



23区の「収入と税金」（平成30年度）



23区の「区の収入に占める税金の割合」（平成30年度）

















POINT

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。

3 税金などの使われ方

区の予算はどのように使われているのですか？

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。令和元年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。

高齢者、障害者福祉、生活保護など  2,496円	保育園の運営、児童手当の給付など  1,820円	幼稚園、小・中学校、放課後対策など  835円
まちづくり、防災など  481円	広報、電算、その他区役所の運営など  602円	公園・児童遊園、緑化など  597円
清掃、リサイクル、環境対策など  302円	道路、自転車対策など  365円	文化、スポーツ、図書館など  862円
健康づくり、保健所の運営など  293円	借入金の返済  180円	商工業・観光の振興、勤労者福祉など  559円
戸籍事務、区民事務所の運営など  129円	各基金の積立て  252円	税を集めるため  73円
区民ひろばの運営など  78円	区議会の運営  47円	選挙・監査  29円

10,000円

第2章—豊島区の税収—

1 特別区税の内訳

2 豊島区の税収の推移

2

1 特別区税の内訳

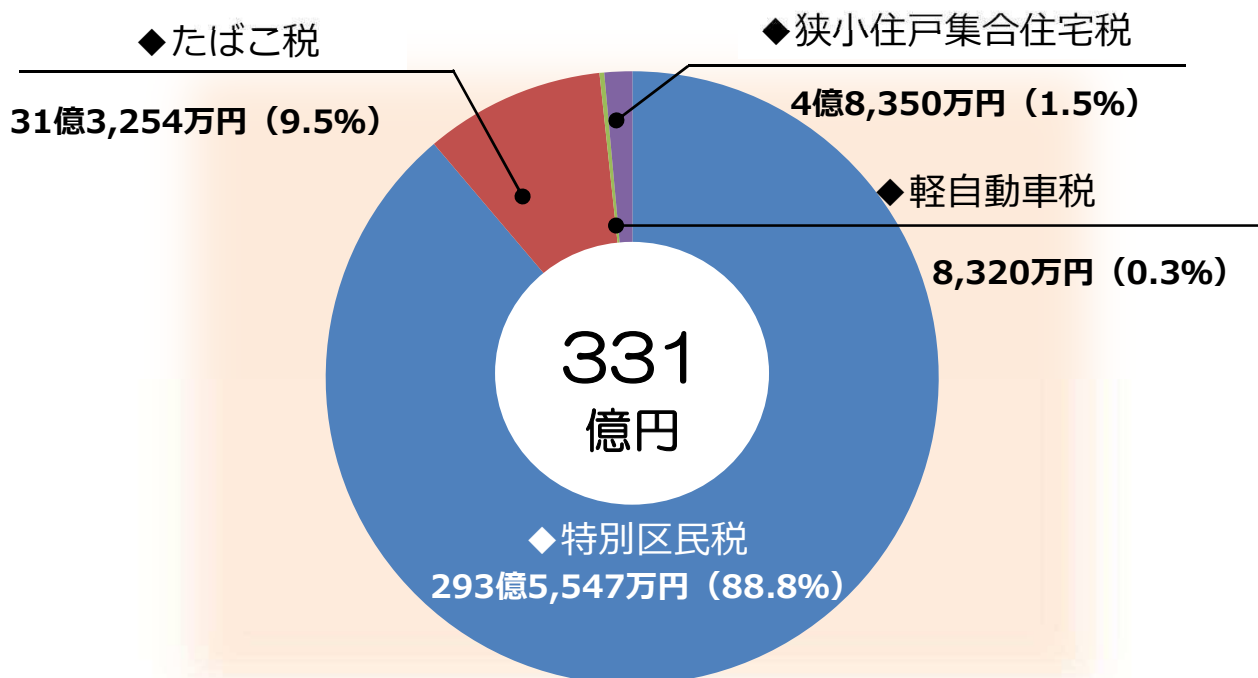


豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。



豊島区の税の内訳（平成30年度決算）



POINT

- 特別区民税
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税（通称：ワンルームマンション税）
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税
⇒軽自動車等（軽自動車、原付バイク等）に対し主たる定置場の所在する市町村において、4月1日現在の所有者に課税されます。

2 豊島区の税収の推移



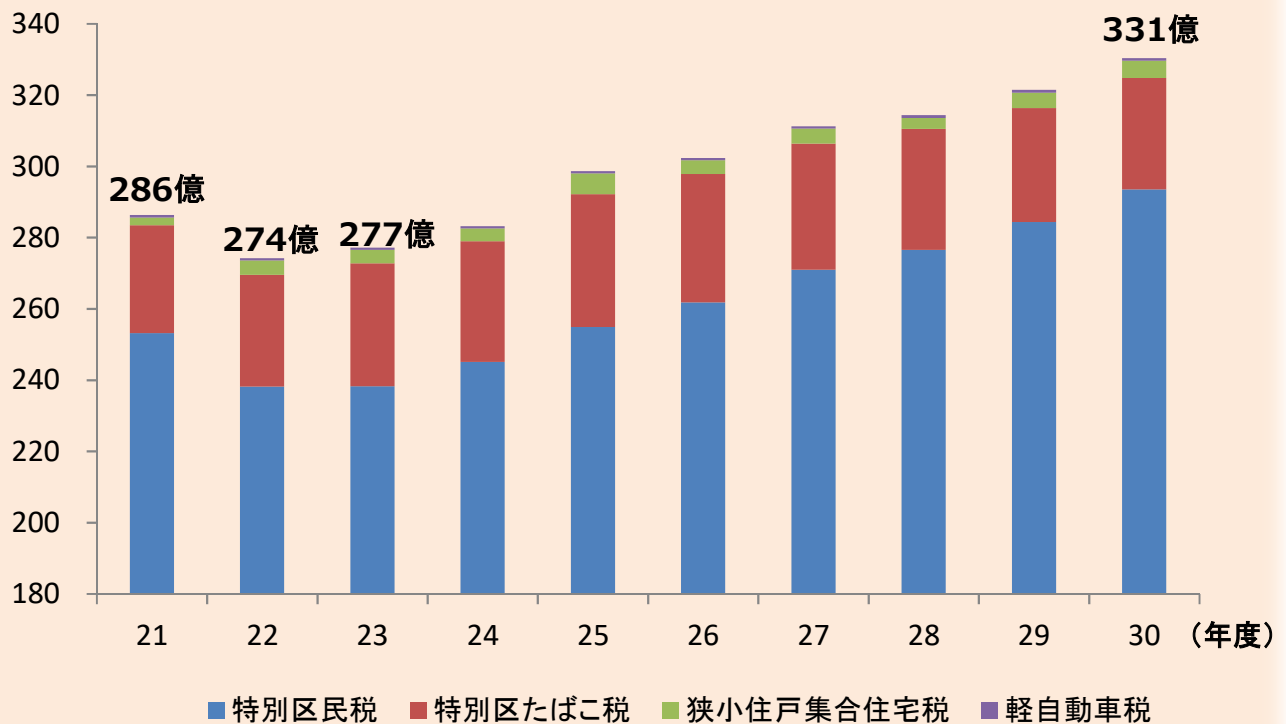
豊島区の税収はどれくらいあるのですか？

平成30年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して331億円です。



特別区税の内訳と収入額の推移

(億円)



P O I N T

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成17年度から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じています。30年度は4税合計で331億円で、過去最高となりました。また、特別区民税の収納額は294億円で、2年連続で過去最高を更新しました。

第3章—特別区民税の課税状況—

コラム① 住民税とは？

コラム② 住民税の計算方法とは？

1 納税義務者数と課税額の推移

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

3 所得区分別 納税義務者数

4 課税標準段階別 納税義務者数

5 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）

6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

8 ふるさと納税の推移

コラム③ふるさと納税とは？

コラム④住民税の納め方とは？

コラム⑤特別区民税の主な改正内容について（令和2年度適用）

コラム⑥特別区民税の主な改正内容について（令和3年度適用）





住民税とは？

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいのかたや、豊島区内で個人事業を行なっているかたに納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税 所得割（税率 4%）	特別区民税 所得割（税率 6%）
前年の所得に応じて課税されます	
均等割（定額 1,500円）	均等割（定額 3,500円）

住民税の申告が必要な主な場合

○その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合

- ・給与所得があったかたで、給与支払報告書が豊島区に提出されていないかた
 - ・営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があったかた
- ※原則としてまずは確定申告をする必要があり、確定申告をしたかたは改めて住民税の申告をする必要はありません。
- ・公的年金受給者で年金以外に所得のあるかた、または控除内容に追加・変更のあるかた。

収入がない・少ないかた（非課税）でも申告が必要な場合

- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合。
 - ・非課税証明書の発行が必要な場合。
- ※区内在住者の被扶養者のかたは、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は必ず住民税の申告が必要になります。

住民税の納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

- 1、普通徴収（納税者ご本人が直接納める）
- 2、特別徴収（給与から差し引いて納める）
- 3、年金特別徴収（年金から差し引いて納める）

詳細はコラム4をご覧ください。

※住民税が非課税のかたには納税通知書・納付書はお送りしていません。

税務概要
コラム②

住民税の計算方法とは？

住民税は、均等割と所得割にわかれています。

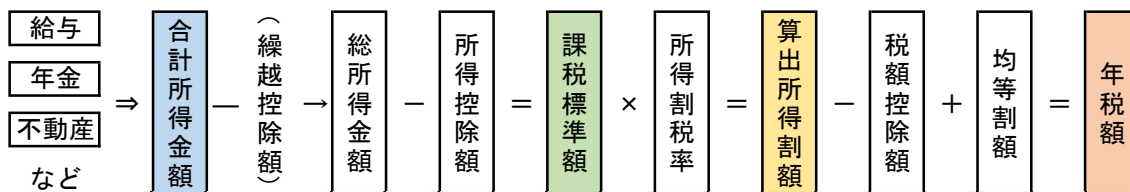
均等割額は定額で課税されるもので、原則5,000円です。

所得割額は所得に応じて課税されるもので、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

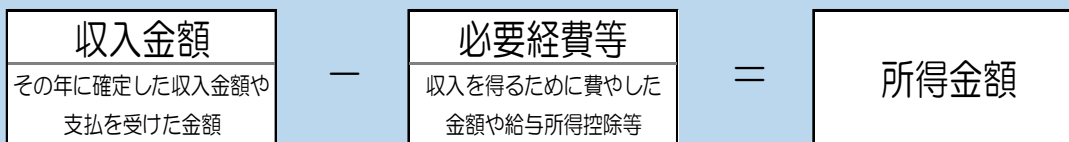
住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

★計算の全体の流れ



①



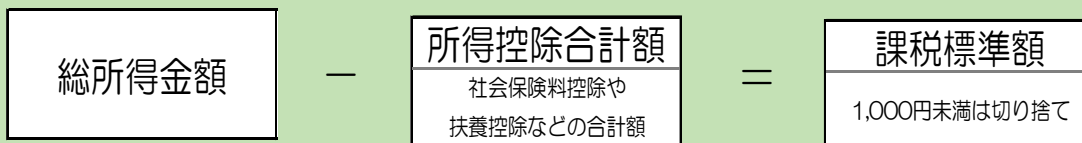
◎ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得の種類には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。

給与収入や年金収入については、必要経費を算出するのが難しいため、一定の額を差し引くことになります。

複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

②



※総所得金額＝所得金額の合計から繰越控除金額を差し引いたもの

◎ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。

所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除
など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除
など



③

課税標準額	×	特別区民税率 6%	=	特別区民税 算出所得割額
	×	都民税率 4%	=	都民税 算出所得割額

◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

特別区民税 算出所得割額	-	税額控除 寄附金税額控除、住宅ローン 控除など	+	区：均等割額 3,500円	=	年税額
都民税 算出所得割額				都：均等割額 1,500円		

◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。
 税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を足し合わせた金額が、
 年税額になります。
 税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除 など

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）

合計所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人】 × 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）

総所得金額が 【同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人】 × 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません

1 納税義務者数と課税額の推移

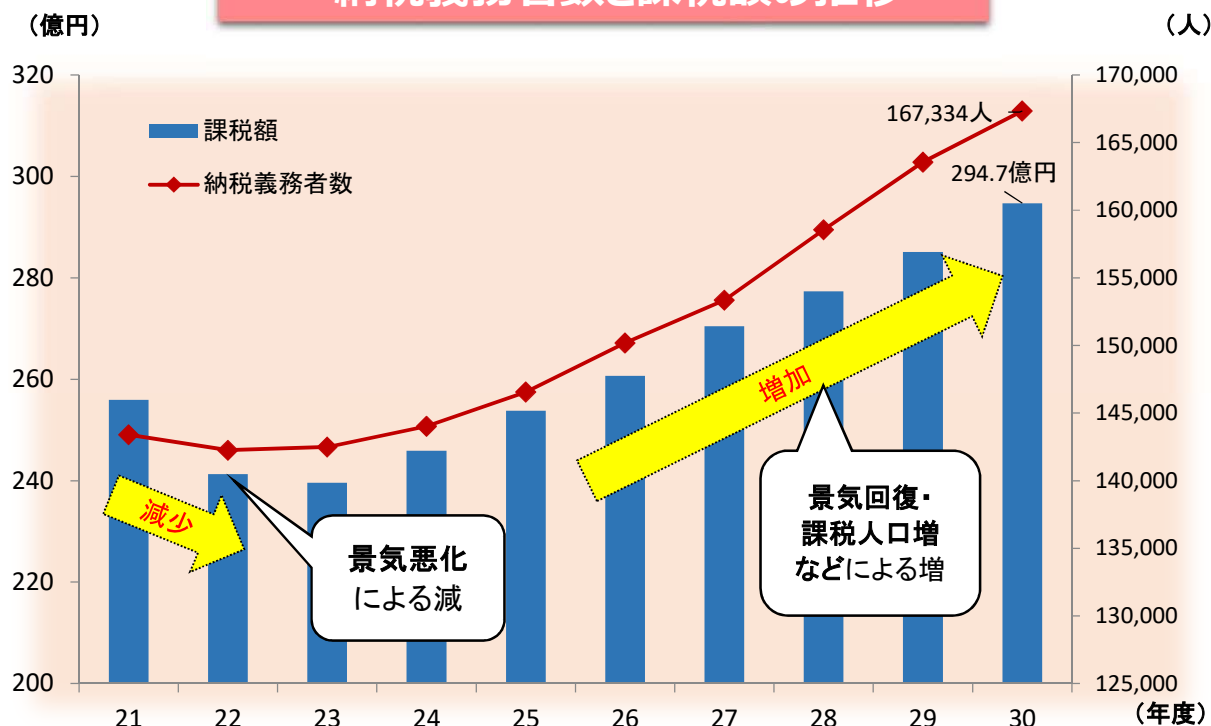


豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？
課税額はどれくらいの金額ですか？

平成30年度の納税義務者数は約16万7千人、
課税額は約294億7,000万円です。



納税義務者数と課税額の推移



POINT

課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただくかた)については、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少しましたが、それ以降は増加に転じています。

課税額が増減する要因は主に、①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わり等が影響します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増により納税義務者数は増加します。したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。

2 1人あたりの特別区民税負担額の比較

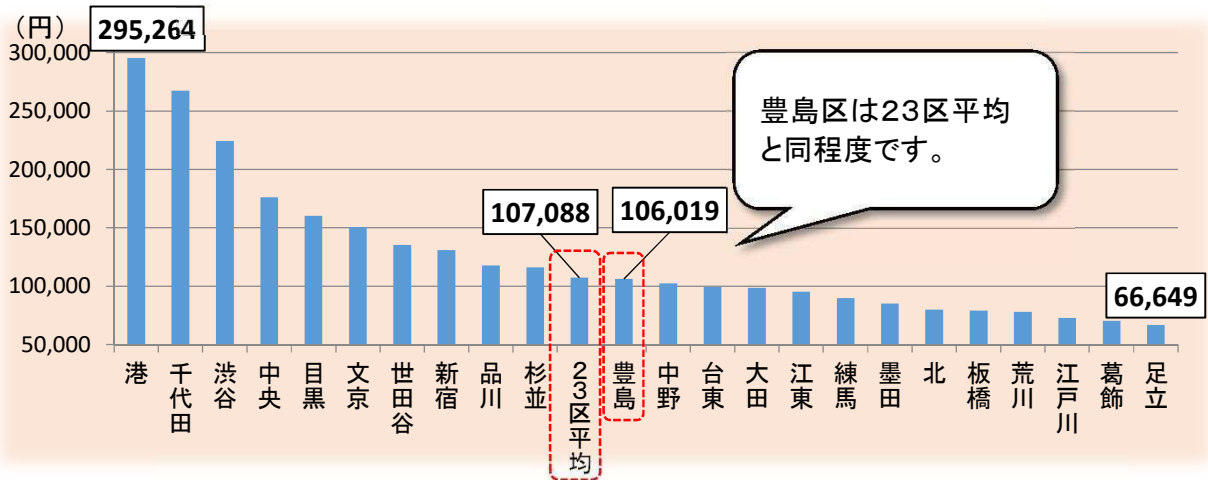


区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

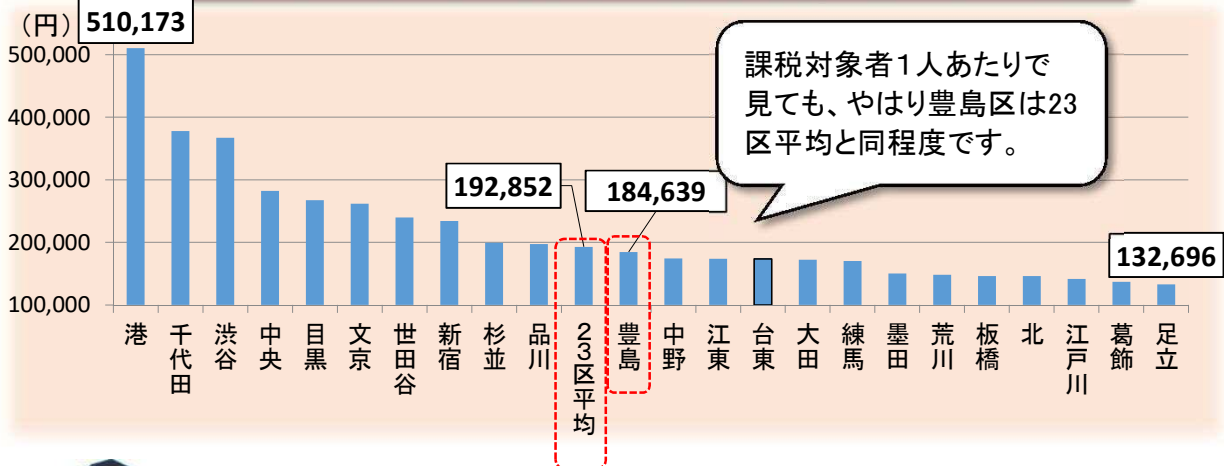
平成30年度の豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約106,000円、23区で比較すると11番目の規模です。課税対象者1人あたりでも、約185,000円、11番目の規模です。



区民1人あたり税負担額（23区）



課税対象者1人あたり税負担額（23区）



P O I N T

23区の区民・課税対象者1人あたりの税負担額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区内で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.4倍、課税対象者1人あたりでは約3.8倍の差があります。

3 所得区分別 納税義務者数

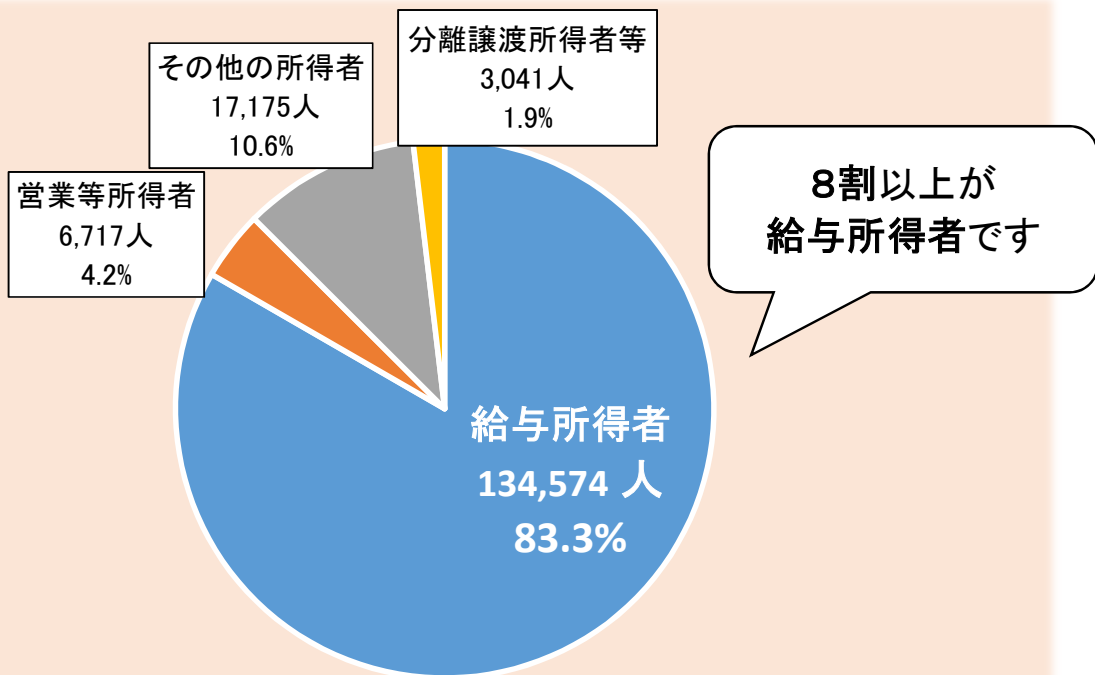


豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

例年1番多いのは給与所得者で、
全体の約8割を占めています。



所得区分別 納税義務者数（元年度）



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。



P O I N T

所得の種類には、給与、公的年金、営業、不動産、譲渡等があります。

令和元年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は11%です。この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同程度の割合です。

4 課税標準段階別 納税義務者数

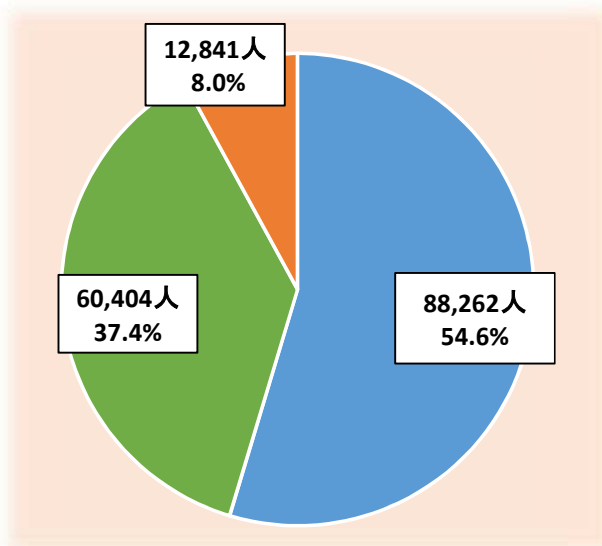


豊島区の納税義務者の所得状況は
どのような状況ですか？

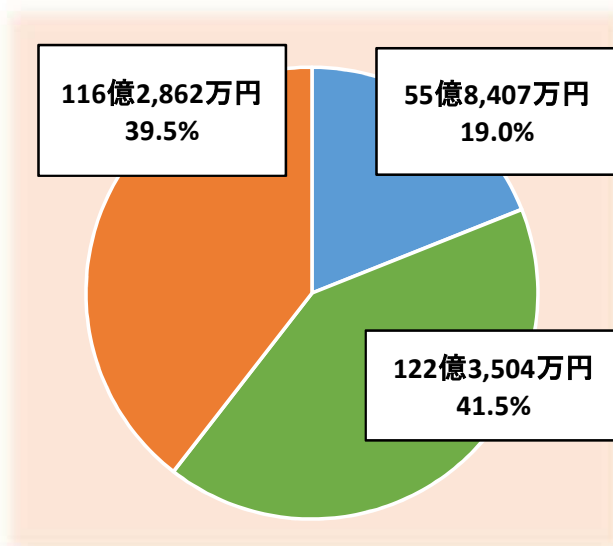
令和元年度においては課税標準額が200万円
までの方が半数以上を占めています。



納税義務者の割合



所得割税額の割合



課税標準額

■ 200万円以下 ■ 200万円超～700万円以下 ■ 700万円超



P O I N T

課税標準額とは、所得から各種所得控除額(社会保険料控除等)を引いた金額のことです。

令和元年度の納税義務者の割合は課税標準額が200万円以下の方が半数以上を占め、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約8%ですが、所得割税額の割合は、課税標準額が200万円以下の方が約2割、200万円超～700万円以下の方が約4割、700万円超の方が約4割となっています。

納税義務者の割合と、所得割税額の割合はここ数年大きな変化はありません。

5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)

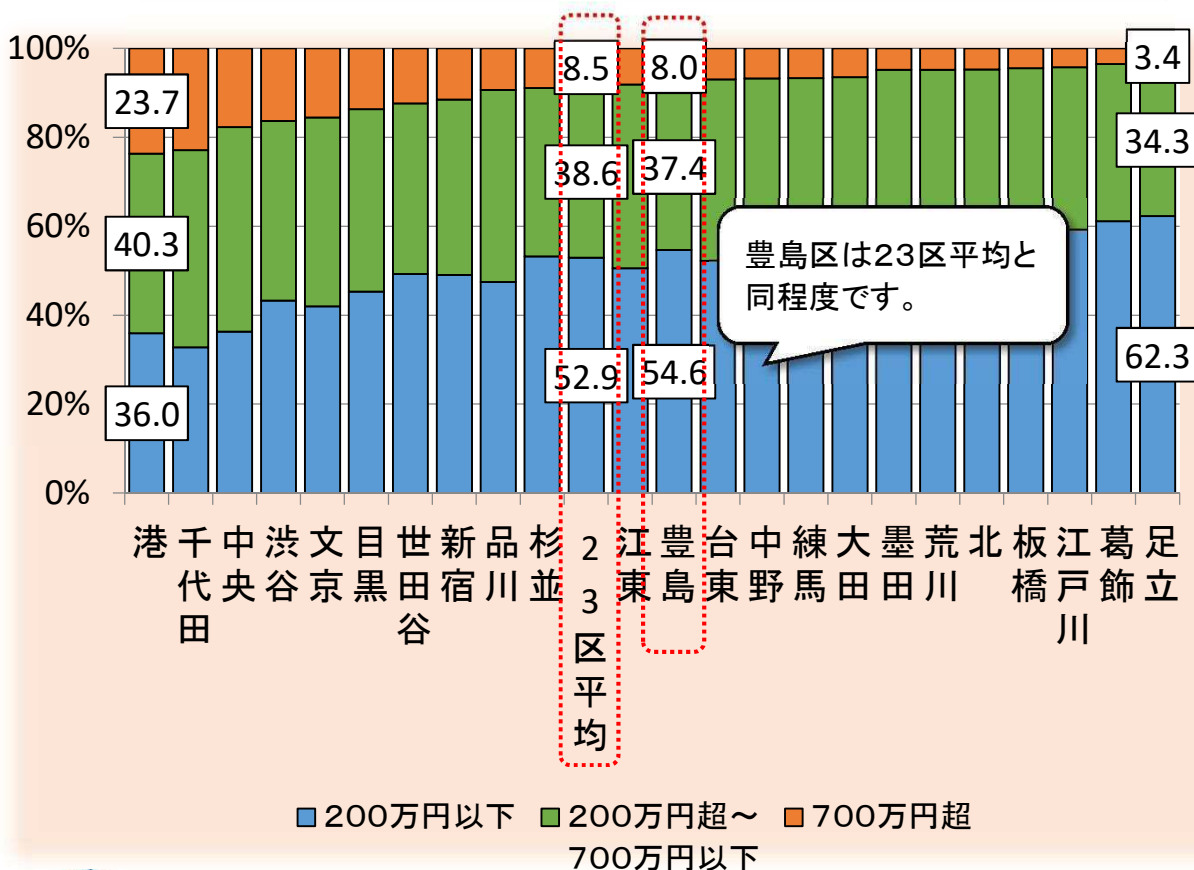


23区の課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況ですか？

23区の状況は、下表のとおりさまざまです。豊島区は課税標準200万円以下の層が約6割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割となっています。



課税標準段階別構成 (23区)〔元年度〕



P O I N T

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。700万円超の層が23%を超える区もあれば、3%台の区もあります。一方で、200万円以下の層は60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6

課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)

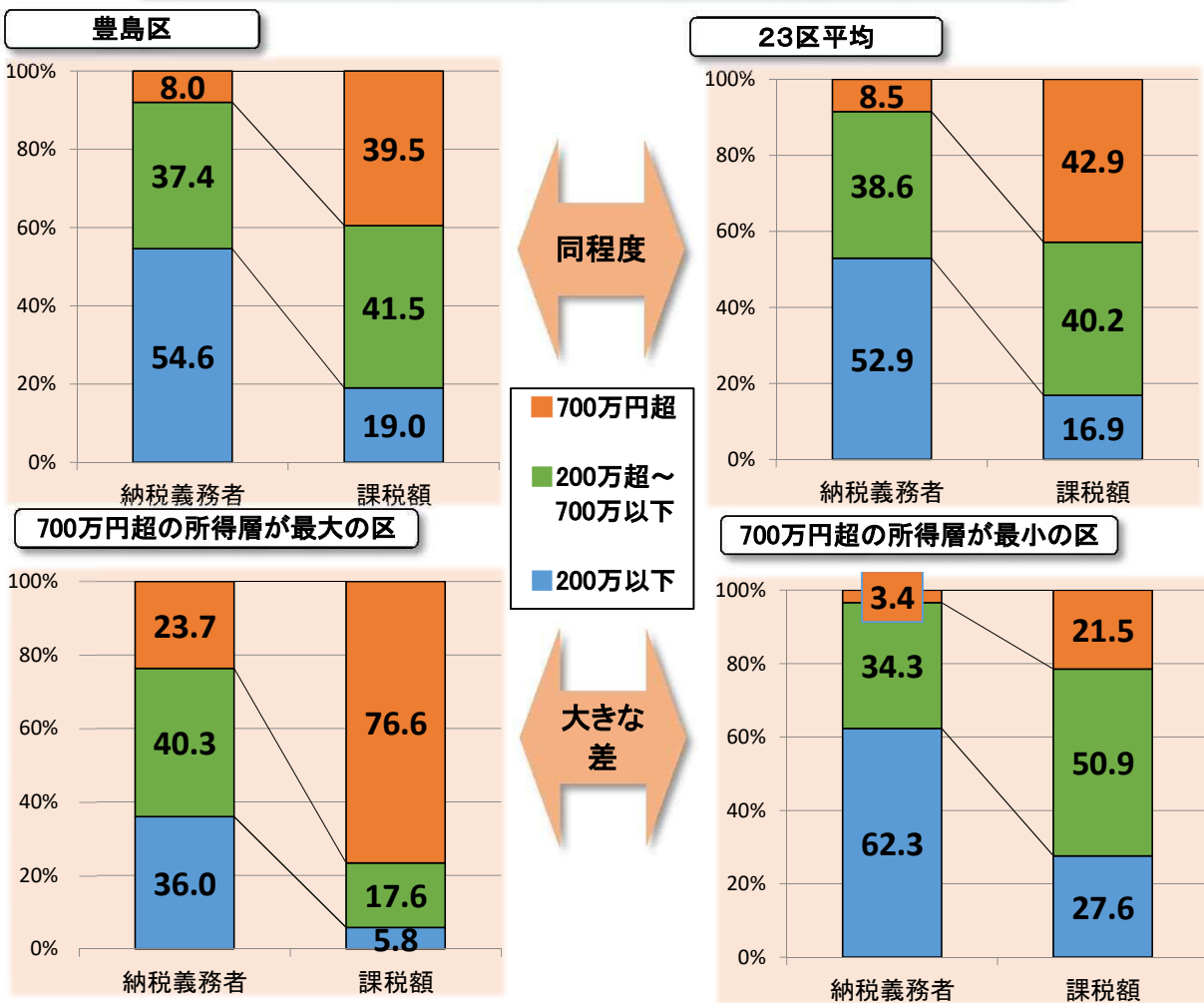
23区の課税標準段階別の税収割合はどのような状況ですか？



23区によって大きな差があります。豊島区は23区平均と同程度で、人数にして全体の1割である、課税標準700万円超の納税義務者層が課税額の約4割を占めています。



課税標準段階別税収構造 (23区)〔元年度〕



P O I N T

700万円超の所得層が最大の区では、人数にして2割である課税所得700万超の層が課税額の7割を占めています。対して700万円超の所得層が最小の区では、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税額の割合では2割程度です。この結果から、税収構造においては、23区内で非常に大きな差があることがわかります。

7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

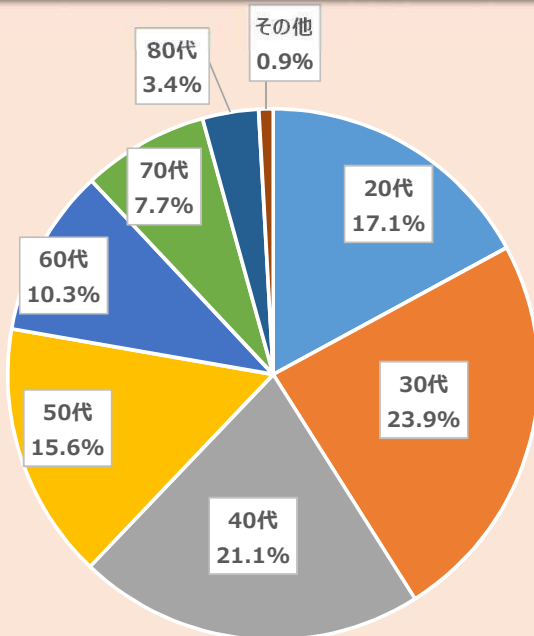


豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合は
どのようになっていますか？

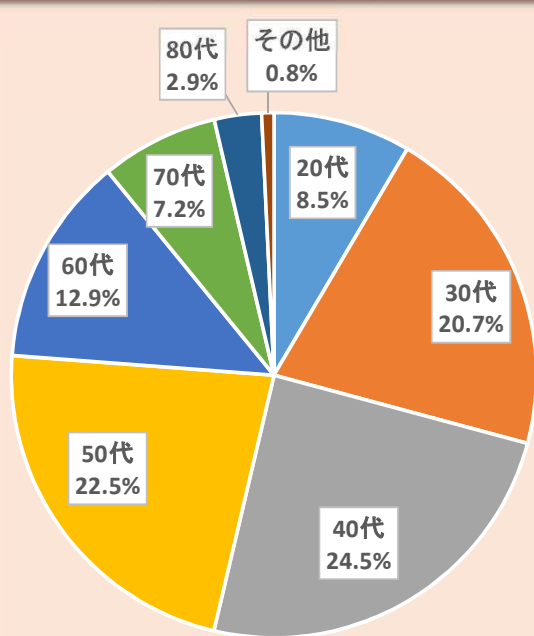
令和元年度においては20代～50代で全体の約78%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。



年代別納税義務者数の割合



年代別課税額の割合



P O I N T

年代別納税義務者数の割合は「30代」が最も多く、次いで「40代」、「20代」と続いています。一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約3倍の割合になります。

また、全体の割合から見るとごくわずかですが、その他の中には「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8 ふるさと納税の推移

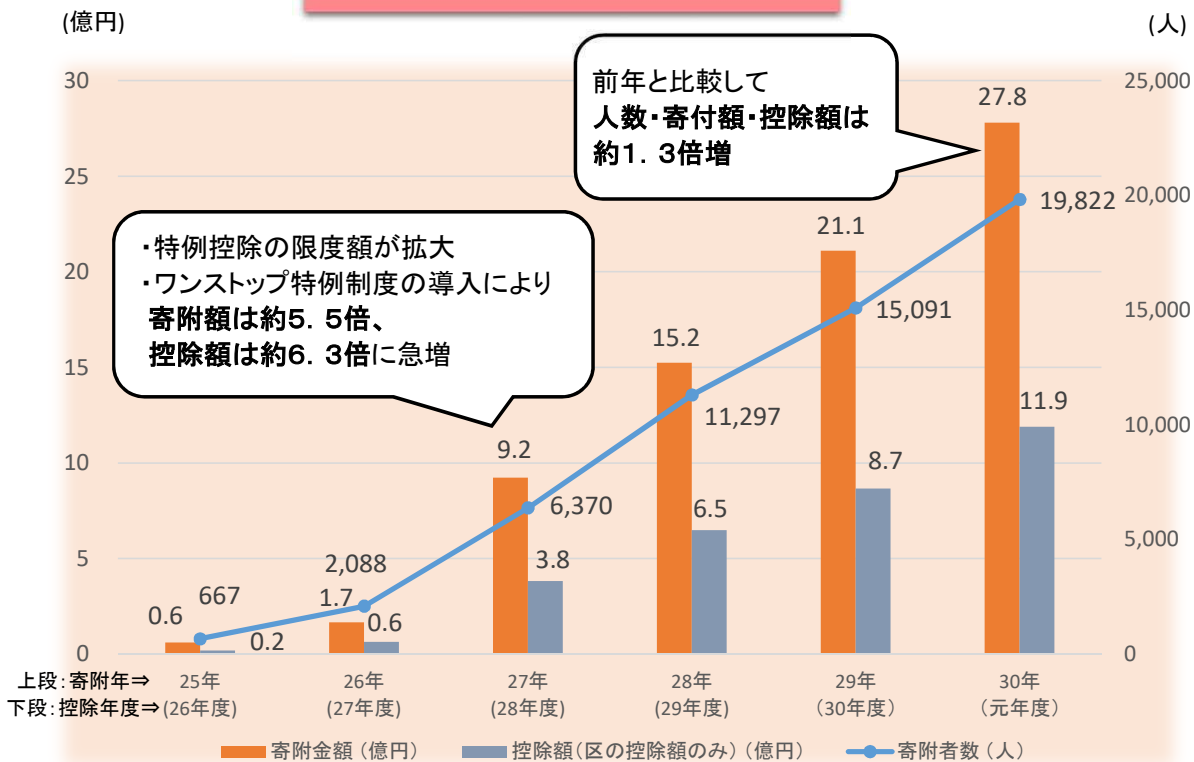


豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況は
どのようになっていますか？

平成30年中の寄附は、約19,800人、約27億8,000万円でした。
これによる令和元年度区民税からの控除額が約11億8,900万円とな
り、前年度の約1.3倍となっています。



ふるさと納税の推移



P O I N T

平成26年は、ふるさと納税に対する返礼品等の注目により、前年と比較して寄附金額が約2.7倍と大幅に増加しました。平成27年は、特例控除の限度額の拡大や、ワンストップ特例制度導入の影響もあり、寄附金額は前年と比較して約5.5倍に急増しました。その後も、ふるさと納税の実績は増大し、平成30年の寄附金額は約27.8億円となりました。これによる翌年度の住民税の控除額は約11.9億円となり、財源流出の影響が懸念されています。



ふるさとと納税とは？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体（都道府県・区市町村）への「寄附金」のことをいいます。

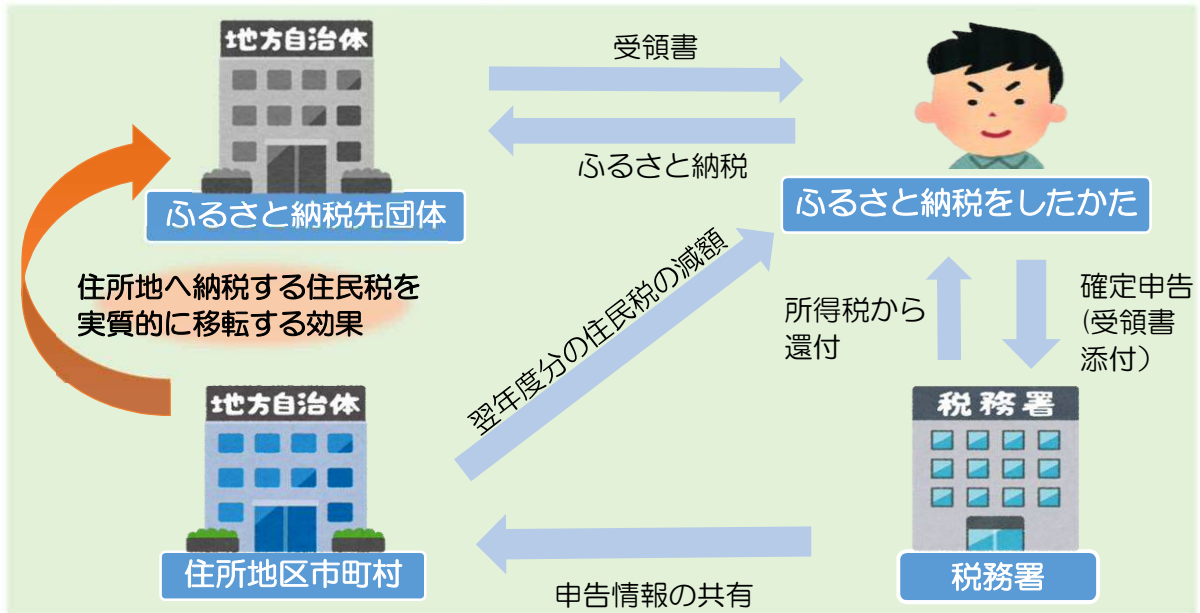
ふるさとと納税の意義



ふるさとと納税には以下の3つの大きな意義があります。
（総務省ふるさとと納税ポータルサイトより）

- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

ふるさとと納税の仕組み



控除額の内訳のイメージ

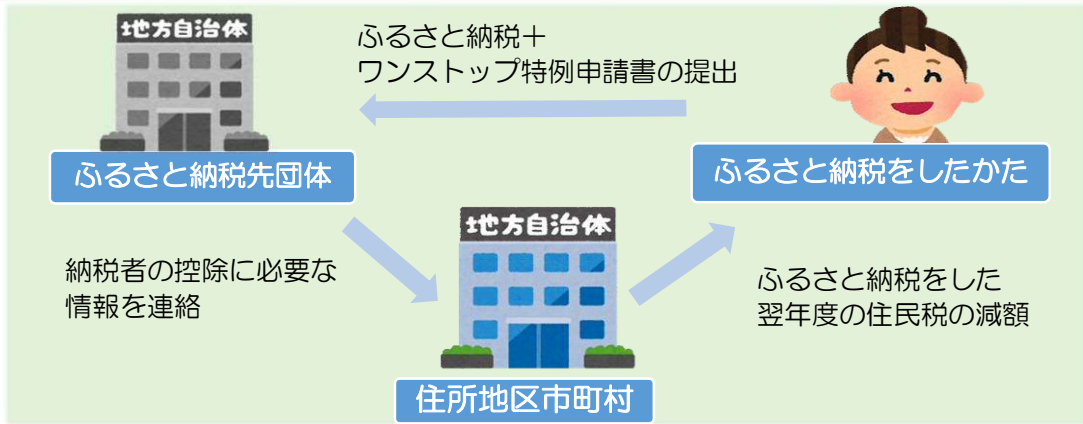
控除外		控除額	
適用下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円) × 特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度

適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。（控除には一定の限度額があります）

住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。

ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、一定の条件を満たす給与所得者等について、所定の手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 確定申告が必要な給与所得者等の方
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）の申告をするかた
- ・ 確定申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にふるさと納税をするかた

ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

← 控除外	→ 控除額		
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (申告特例控除額) 特例控除額×申告特例控除率	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円)×特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)
ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が住んでいる自治体の税収がさらに減少することになります。

豊島区の税収への影響

平成30年に豊島区の納税義務者がふるさと納税をした額は約27億8,000万円です。

⇒これにより、区民税は約11億8,900万円減収↓しています。

ふるさと納税に関する税制改正の経過(適用年度)

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金による控除が所得控除から税額控除となる ・ 自治体への寄附（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特別所得税の導入に伴い、特例控除も計算方法を一部変更
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大 ・ ワンストップ特例制度の導入
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度の導入

税務概要
コラム④

住民税の納め方とは？

住民税を納める方法は、以下の3種類あります。

【普通徴収】

- ・区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法。
- ・納期は年4回（6・8・10・翌年1月末日が納期）

【特別徴収】

- ・事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引きし、納入する方法。
- ・納期は年に12回（6月から翌年5月に支給される給与から差し引き）

【年金特別徴収】

- ・公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法。
- ・納期は年に6回（4・6・8・10・12・翌年2月に支給される公的年金から差し引き）



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者となる事業主の方

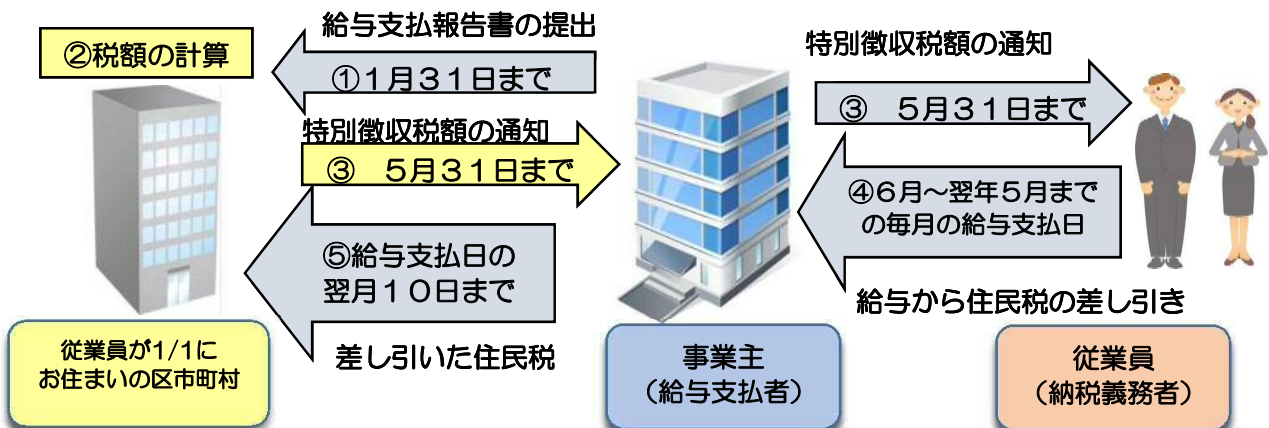
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収の対象となる従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされていますが、これまで普通徴収と特別徴収の区分は事実上選択制となっていました。これを「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しています。

特別徴収の仕組み

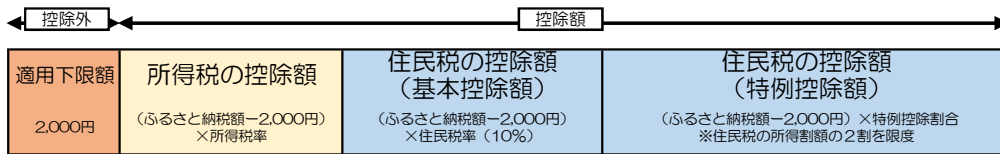


特別区民税の主な改正内容について (令和2年度適用)

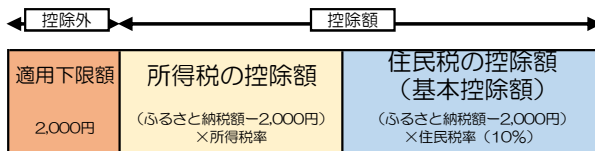
1. ふるさと納税制度の改正

ふるさと納税の控除額のうち特例控除額（詳しくはコラム3を参照してください）については、総務省に指定された自治体に寄附した場合のみ適用されることとなりました。

- ・ 総務省指定自治体に寄附した場合



- ・ 総務省指定自治体以外に寄附した場合



この改正に伴い、ワンストップ特例制度（詳しくはコラム3を参照してください）は、総務省に指定された自治体へ寄附した場合のみ適用できることとなりました。

総務省に指定されていない自治体への寄附は、ワンストップ特例を申請することができなくなります。そのため、寄附金控除を受けるためには確定申告が必要になります。

2. 住宅ローン控除の改正

消費税率10%で住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住を開始した場合で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合には、控除が13年目まで可能になりました。

控除額について

控除適用10年目まで	
住民税	下記のいずれか小さい額 ①住宅ローン控除可能額-所得税額（0を下回る場合は0円） ②所得税の課税総所得金額等の7%（上限：13万6500円）
所得税	住宅ローン年末残高の1%（上限：40万円）
控除適用11年目から13年目まで	
住民税	下記のいずれか小さい額 ①住宅ローン控除可能額-所得税額（0を下回る場合は0円） ②所得税の課税総所得金額等の7%（上限：13万6500円）
所得税	下記のいずれか小さい額 ①住宅ローン年末残高の1% ②住宅等購入価格（消費税抜き価格）の2%を3で除した金額

特別区民税の主な改正内容について (令和3年度適用)

1. 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられるとともに、給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられ、上限額が適用される給与収入金額が850万円となります。

給与所得控除額は右の表の通りです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

2. 公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられるとともに、控除額の上限が設けられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195.5万円となります。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、その金額に応じて公的年金等控除額が引き下げられるようになります。

年金等所得の計算方法は以下の表のとおりです。

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額	65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
		330万円超 410万円以下	収入金額×25%+27.5万円	収入金額×25%+17.5万円	収入金額×25%+7.5万円
		410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68.5万円	収入金額×15%+58.5万円	収入金額×15%+48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145.5万円	収入金額×5%+135.5万円	収入金額×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
	64歳以下	130万円以下	60万円	50万円	40万円
		130万円超 410万円以下	収入金額×25%+27.5万円	収入金額×25%+17.5万円	収入金額×25%+7.5万円
		410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68.5万円	収入金額×15%+58.5万円	収入金額×15%+48.5万円
770万円超 1,000万円以下		収入金額×5%+145.5万円	収入金額×5%+135.5万円	収入金額×5%+125.5万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

3. 基礎控除の改正

基礎控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合には金額に応じて控除額が以下の表のとおり逡減し、2,500万円を超える場合には基礎控除の適用がされないこととなります。

また、合計所得金額が2,500万円以下である場合には、基礎控除に係る控除差額は実際の差額に関わらず一律5万円として計算することとなります。

合計所得金額	基礎控除額		控除差額
	住民税	所得税	
2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	5万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	5万円
2,500万円超	適用なし		なし

4. 上記1～3の改正に伴う改正

①非課税限度額

給与・年金所得者の場合に現行と同様の取扱いとなるように以下のように変更されます。前年の収入が一定金額以下の方は住民税がかからないようになっています。

均等割

35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人) ±10万円+21万円
 ※21万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

所得割

35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+本人) ±10万円+32万円
 ※32万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

②配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件が「48万円以下」に引き上げられます。

③配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件が以下の通り変更となります。

区分		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額	住民税 控除金額	所得税 控除金額
配偶者の 合計 所得 金額	48万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超100万円以下		36万円		24万円		12万円
	100万円超105万円以下	31万円		21万円		11万円	
	105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円	
	110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円	
	115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円	
	120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円	
	125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円	
130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円		

④扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件が「48万円以下」に引き上げられます。

5. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除が引き下げられたが、子育てや介護を行う世帯等に配慮するため、以下の対象者がいる場合には負担増が生じないようにするため、給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得額から控除されます。

② 対象者

その年の給与収入額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する方です。

- ア 本人が特別障害者に該当する方
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

6. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（新設）

① 制度の概要

給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、給与・年金どちらかの所得がある人については負担増は生じないが、給与・年金両方の所得がある人（以下の対象者）については負担増が生じるケースがあり、これをなくすために、給与所得控除後の金額（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

② 対象者

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方です。

7. 住民税の非課税措置における対象者の追加

① 制度の概要

子供の貧困に対応するため、住民税の障害者・寡婦・寡夫・未成年者における非課税措置の対象者に、未婚のひとり親が追加されます。

② 対象者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- ア 児童と生計を一にし、児童扶養手当の支給を受けている父母
- イ 現在婚姻（事実婚状態を含む）をしていない方、または配偶者（事実婚状態の方を含む）の生死が明らかでない方
- ウ 前年の合計所得金額が135万円以下の方



第4章—納税状況等—

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

2 収納率の推移

3 滞納者の年齢及び滞納額

4 分割納付と納税の猶予

コラム⑦ こんなときどうすればいいの？納税 Q&A

5 督促・催告の推移

6 差押え件数と滞納額の推移

7 口座振替加入社数・率の推移

8 税証明発行数の推移

コラム⑧ 税金の還付とは？

コラム⑨ 収納率の向上のための取り組み



1 納税の方法（収納方法の種類と割合）



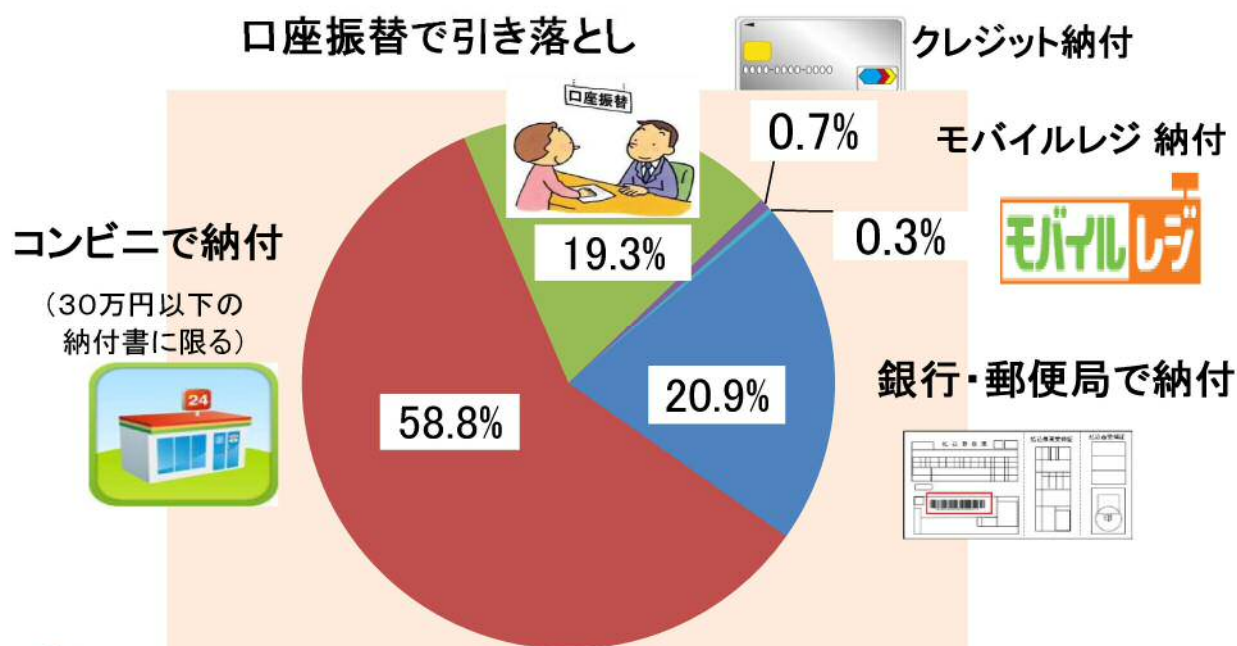
税額通知と一緒に普通徴収の納付書が送られて
きましたが、どこで納付すればいいのですか？

普通徴収の場合、納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。



豊島区の納税方法別の収納割合

（平成30年度決算における普通徴収の納付件数割合）



POINT

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。24時間営業で身近にあるため、出かけた先でいつでも納付ができます。

次に多い口座振替払いですが、自動引き落としのため納め忘れがなく便利です。自宅で納付手続きができる、クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も近年増えてきています。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。

2 収納率の推移

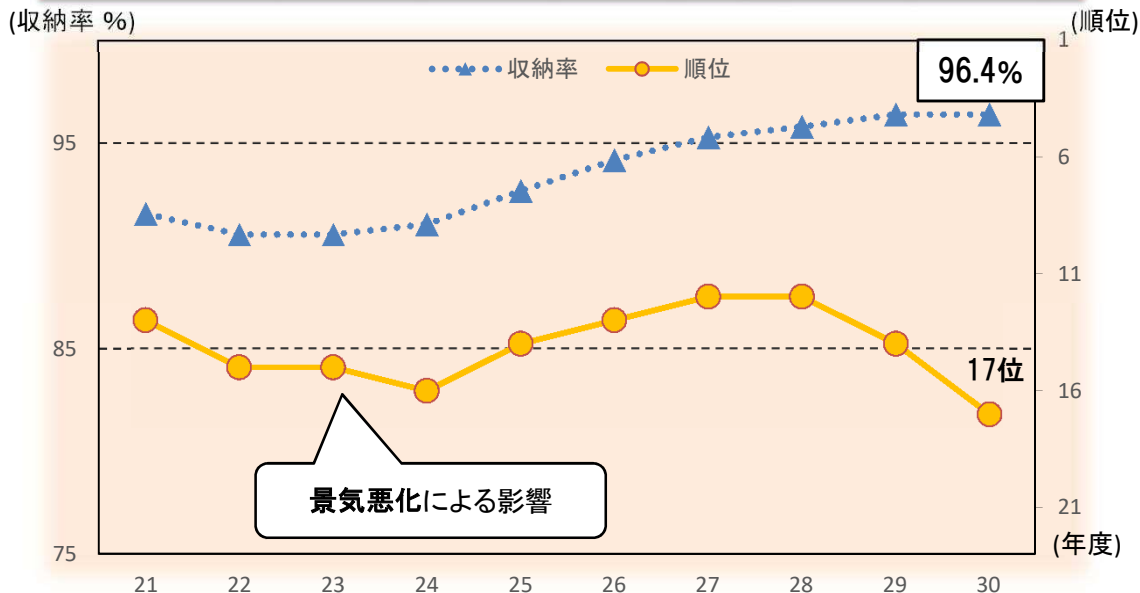


豊島区の収納率はどのくらいですか？

平成30年度の収納率は96.4%で過去最高の収納率となりました。傾向としては22年度より9年連続で、収納率が向上しています。



特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法【 $\text{収納額} \div \text{課税額} \times 100 = \text{収納率}$ 】



P O I N T

休日・夜間の納税相談日を設けたり、滞納整理業務体制の変更、ショートメッセージサービス(SMS)による催告、差押えを強化するなど収納率向上のために様々な対策を講じてきました。

また、コンビニ収納・モバイル収納・クレジット収納等の納税方法の多角化に注力してきた結果、平成30年度は96.4%と過去最高の収納率になっています。

3 滞納者の年齢及び滞納額

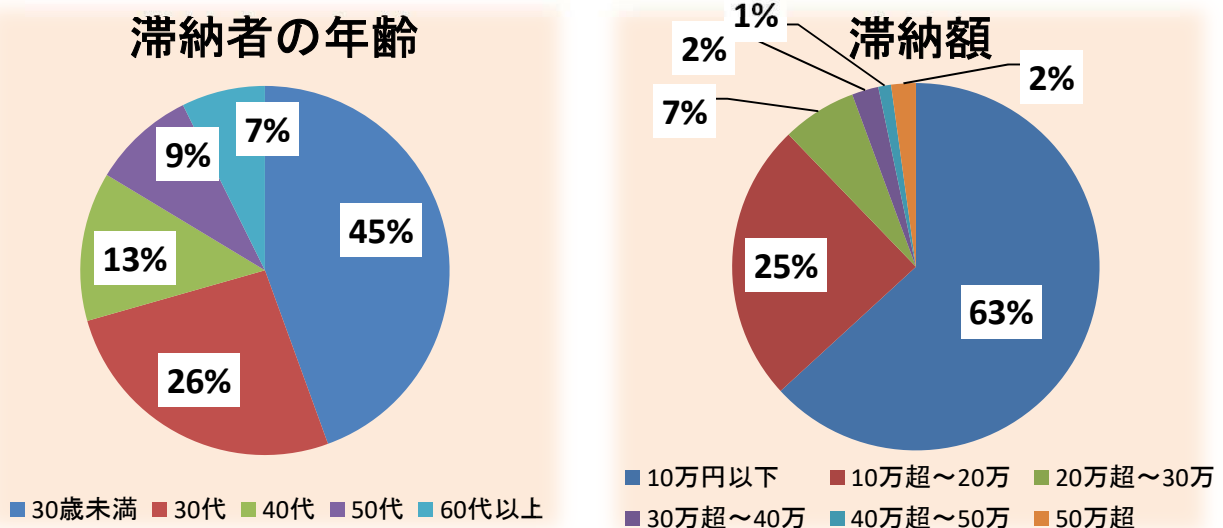


滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況ですか？

最近の調査結果では、年齢では30歳未満の方が最も多く、滞納額では10万円以下の滞納を抱えている方が約6割を占めることが分かりました。



滞納者の年齢・滞納額の構成割合(平成30年度末)



P O I N T

納税相談の内容を分析すると、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

【経済的困窮】 失業、倒産などで世帯の収入が減少。
 病気、育児、加齢などで就労できない。
 就労先が見つからない。

【その他】 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
 個人的債務を優先した。
 住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
 会社のほうで給料から差し引いていると思っていた。

4 分割納付と納税の猶予



退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいですか？

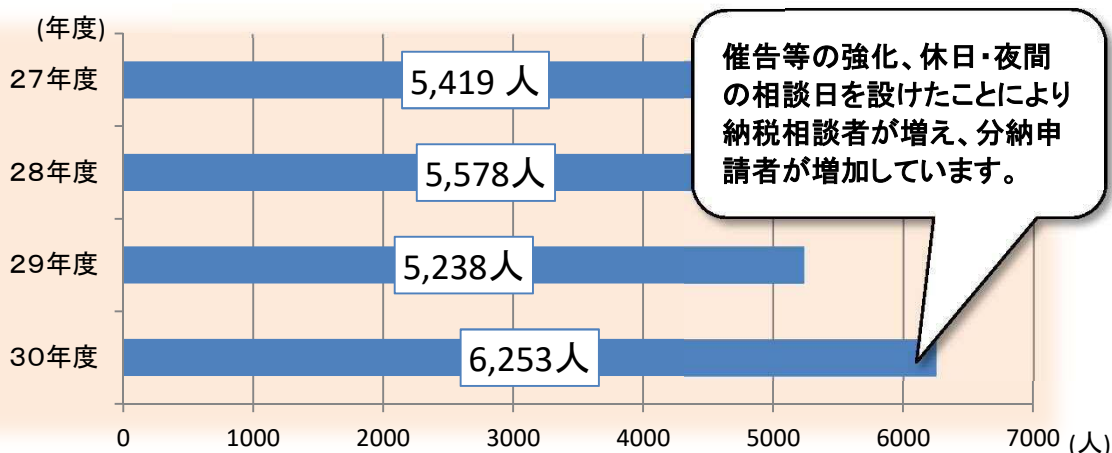
住民税は前年の収入によって決定しているのですが、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。

納税が困難になったときには、まずにご相談ください。

生活状況をお伺いしたうえで、分割して納付することができます。ただし、延滞金が発生することがあります。



分納申請者数の推移



P O I N T

【地方税法第15条の要旨】

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。

税務概要
コラム⑦

こんなときはどうすればいいの？ 納税Q & A

・納付書を紛失した。・納付期限を過ぎてしまった。

納付書の紛失や期限が過ぎてしまった場合は、必ず税務課へご連絡ください。納付書の再発行をいたします。納付書は窓口でのお渡しまたは郵送での送付をさせていただきます。

★納付書での納付以外にも、便利な納付方法があります★



クレジットカードでの
納付が可能です★

便利でスピーディな支払が可能に
納付書を持ってコンビニや区役所に赴くことなく納付できるので、時間を節約できます。

クレジットカードの立替払いの機能を利用
納付期限内にクレジットカードで決済をすれば、実際の引き落としまで支払を猶予できます。

▼クレジットカード納付の注意点▼

- ①支払手續完了から納税証明が発行できるまで【14日から35日程度】要します。
- ②手續完了後は、【取消・返金】はできません。
- ③納付金額に応じて【手数料】が異なります。
(1万円以上は1万円を超える毎に100円＋消費税の手数料)

口座振替(自動払込)だと
納付忘れを防げます★

うっかり忘れの心配なし
納期限の日にご指定の口座から自動で引き落とされるため、確実に納付できます。

安全かつ便利な納付が可能に
金融機関へ出向く必要がないため、現金を持ち歩く必要がなく、安全です。引落上限額や手数料もありません。

◎振替方法と申込期限

振替方法		振替日(納期限)	申込期限
各期振替	第1期	6月末	5月中旬
	第2期	8月末	7月中旬
	第3期	10月末	9月中旬
	第4期	1月末	12月中旬
全期分一括振替	第1期	6月末	5月中旬

※申込期限はめやすです。
※納期限が過ぎたものは引落とし対象外です。

納税の相談がしたい。

納期限までに納付がされていないと、後日「督促状」が発送されます。督促状を発送してもなお滞納が続き、納税相談がない場合は、法に基づいた財産調査、滞納処分が執行されます。必ず納期限までに納付してください。また止むを得ない事情により、期限内の納付ができない場合は必ず税務課にご相談ください。

引っ越したあとの住民税はどうなるのか。

住民税は1月1日現在に住んでいる(住民票がある)自治体から、前年中の所得金額が一定以上ある方に対して課税されます。例えば、平成31年1月2日にA区からB区へ引っ越したとしても、平成31年度の住民税はすべて引っ越す前のA区に納める必要があります。

ご不明な点は税務課担当までお問い合わせください！



5 督促・催告の推移

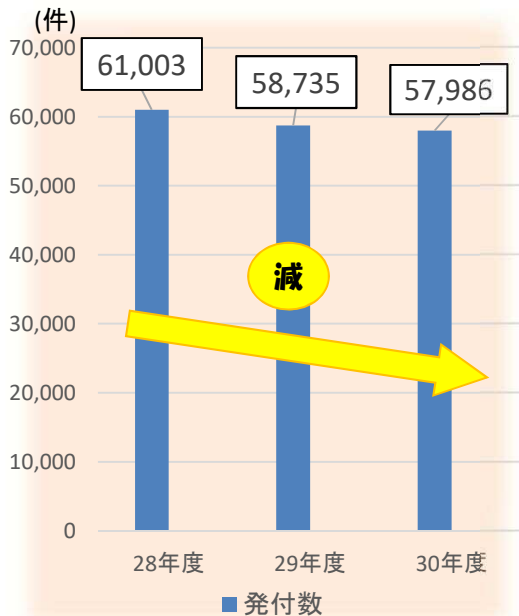


督促状・催告書はどのくらい発付されているのですか？

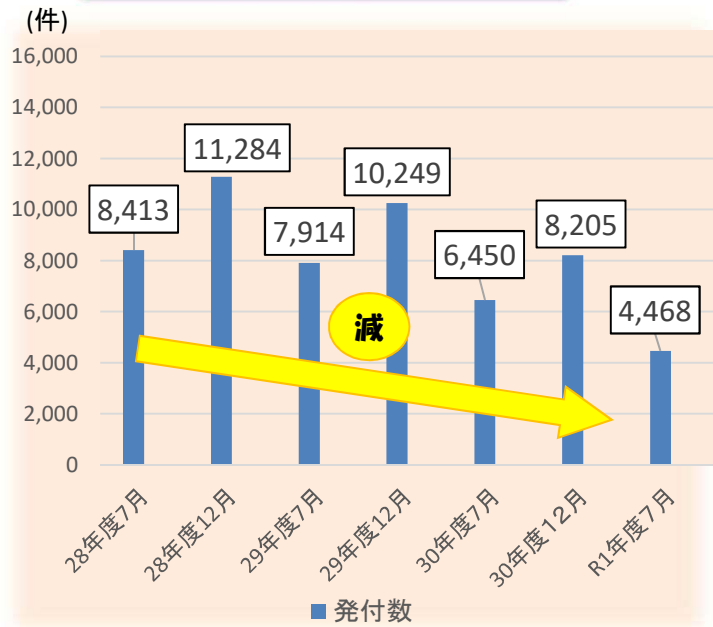
平成30年度は、督促状を約58,000通発付しています。
催告書は7・12月の合計で約15,000通発付しています。



督促状の推移



催告書の推移



P O I N T

◆督促状、催告書ともに発付数は全体的に減少傾向にあります。

①督促状とは

納期限までに納付がない場合、地方税法に基づいて納付がない全ての方に発付されます。近年は納期内に納税していただける方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。

②催告書とは

督促状を発付してもなお納付がない方へ送付しています。滞納額減少に伴い、発付数は減少傾向にあります。7月と12月の発付数を比較した場合、12月の発付数が多い理由は催告対象期別が増えるためです。7月催告→滞納繰越分のみ、12月催告→滞納繰越分+現年度第1期、第2期

※区役所で納付の確認がとれるまで、2週間以上かかることもあります。そのため、入れ違いで通知が発付されてしまう場合もございます。ご了承ください。

6 差押え件数と滞納額の推移

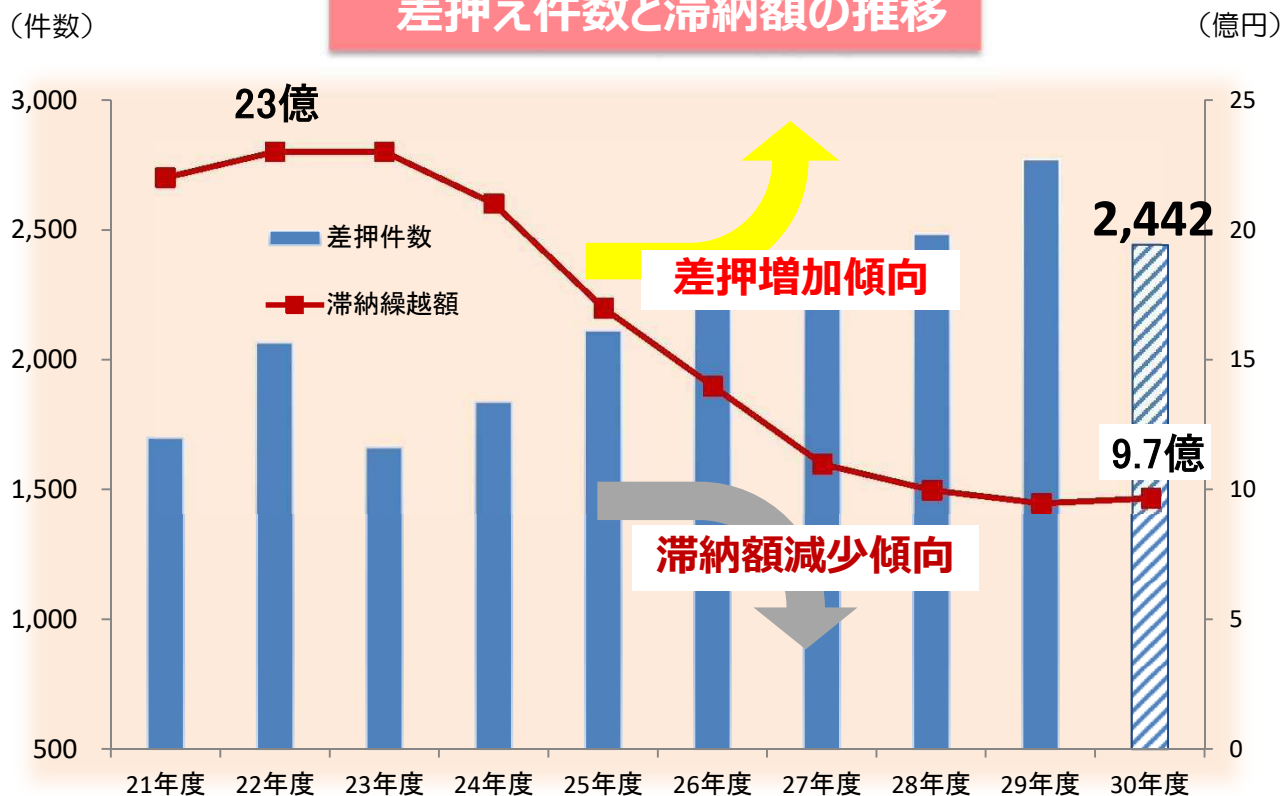
豊島区ではどのくらい差押えを実施し、滞納額はどのような推移になっていますか？



平成30年度は約2,500件の差押えを実施しました。
差押え件数は増加傾向、滞納額は減少傾向にあります。



差押え件数と滞納額の推移



P O I N T

平成24年度から集中的な財産調査、差押えによる滞納処分を強化しました。窓口、電話での納税交渉、早期的な滞納整理を進めた結果、平成30年度の滞納額は、9億円台まで圧縮することができており、おおむね減少傾向となっております。今後も滞納額の更なる減少を目指し、早期的な納税交渉を引き続き積極的に進めていきます。

7 口座振替加入者数・率の推移

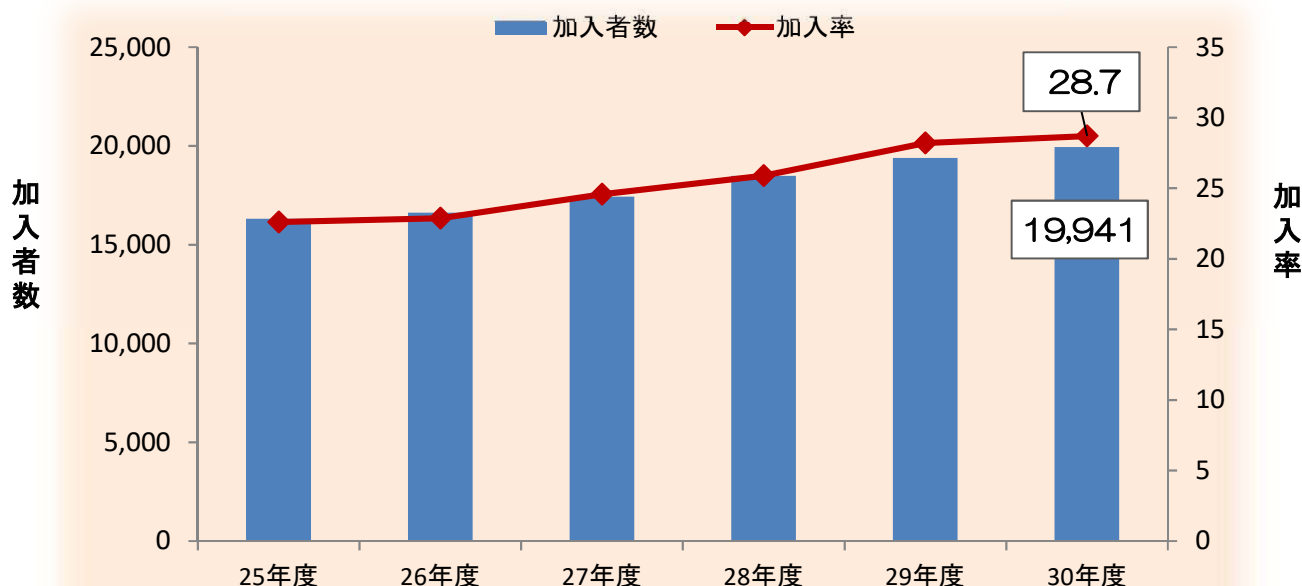


口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

口座振替加入者は平成30年度で約19,900人で、
普通徴収の納税義務者に占める割合は約3割です。



口座振替加入者数（率）の推移



※加入率：現年課税分（普通徴収）の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合



POINT

口座振替にさせていただくことで、納めに行く手間が省け、納め忘れが防げます。

そこで、口座振替受付に関する手続きを電子化し、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできる「ペイジー」を導入したり、督促状通知の中に口座振替申込書を同封するなど、口座振替勧奨を行ってきました。その結果、26年度以降は加入者数、口座振替率ともに増加傾向にあります。

また、納め忘れを防ぐということは、督促状・催告書の発付の手間や経費なども縮小されます。

8 税証明発行数の推移

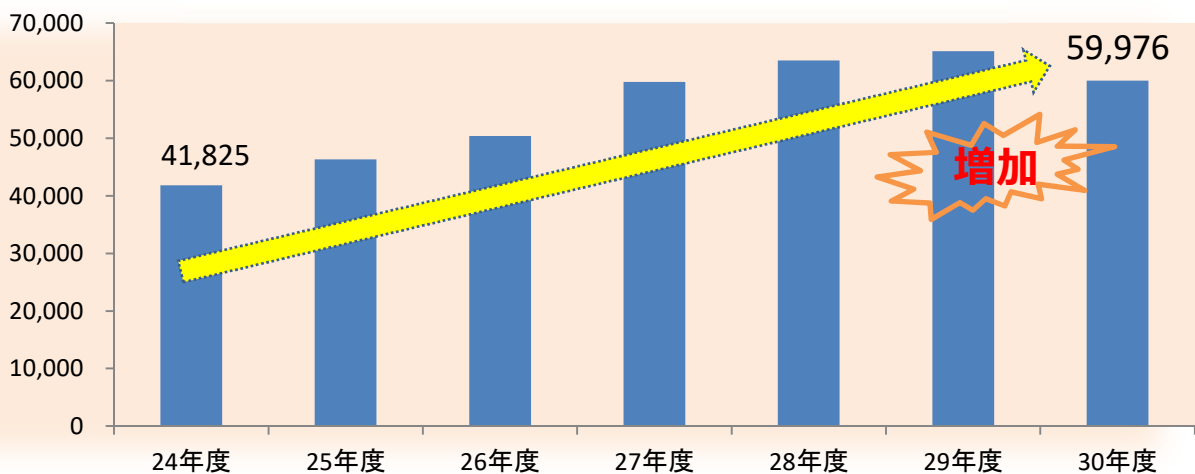


税証明はどれくらい発行されているのですか？

税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成30年度は約60,000件を発行しています。



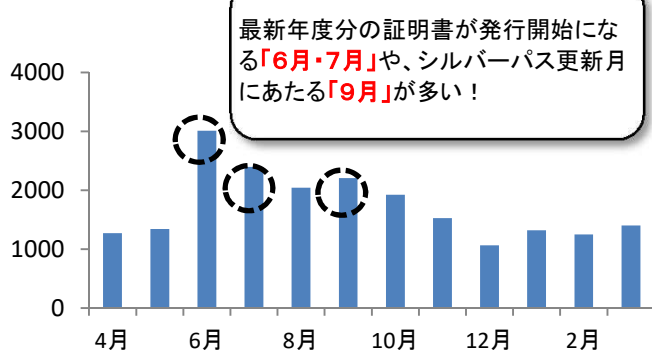
税証明発行数の推移（税務課発行分）



「月別」に見ると…

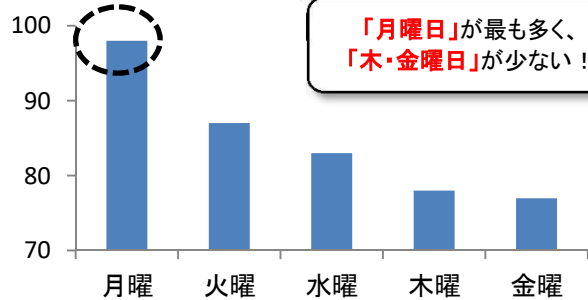
「曜日別」に見ると…

月別・発行人数



最新年度分の証明書が発行開始になる「6月・7月」や、シルバーパス更新月にあたる「9月」が多い！

曜日別・平均発行人数



「月曜日」が最も多く、「木・金曜日」が少ない！



POINT

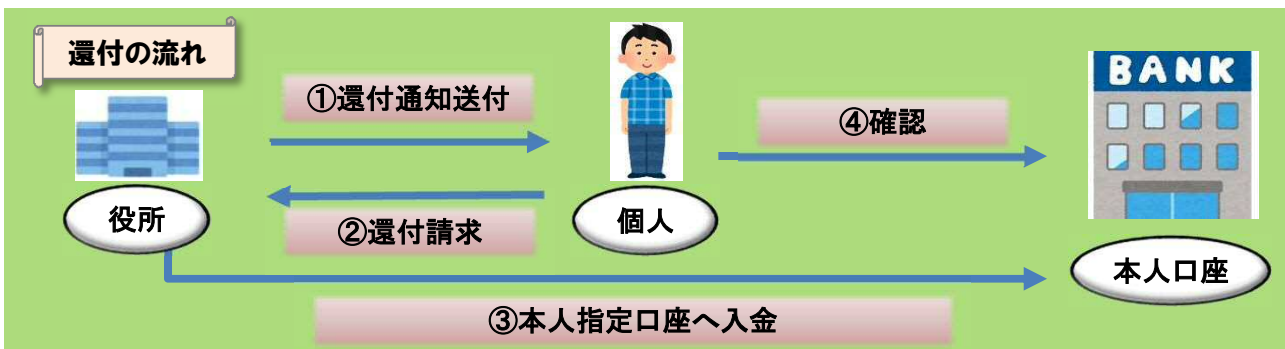
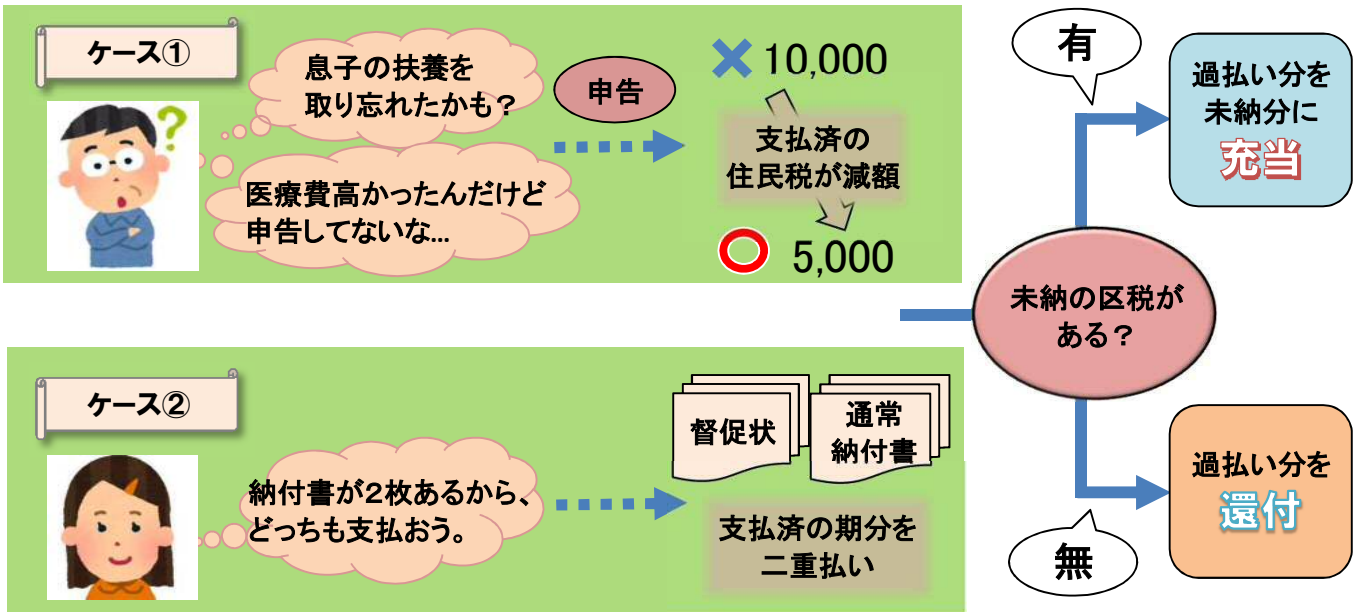
近年、シルバーパスなどの、収入や所得の制限がある行政サービスが拡充され、その審査のため税証明の発行数が増加しています。平成28年度からは、マイナンバーカードを利用することでコンビニで税証明の発行が出来るようになり、コンビニでの発行数も年々、増加しています。

税務概要
コラム⑧

税金の還付とは？



税金を多く払いすぎてしまったり、間違っ
てしまった時に、その分を返すことです。



※入金まで最大1か月いただく場合がございます。

**区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！**



電話のみのご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は税務課担当までお問い合わせください！

税務概要
コラム⑨

収納率向上のための取り組み



豊島区では、収納対策として携帯電話、スマートフォンのショートメッセージサービス機能（SMS機能）を活用した催告、納付案内を始めました。その他にも法律事務所（弁護士）への業務委託、ベトナム語、中国語に対応する相談員による納付案内など特色のある取組を行っています。

豊島区での収納対策事例

ショートメッセージサービスによる (SMS)納付案内・催告

SMSは携帯電話の番号だけで、メッセージを送信できる機能です。この機能を活用して納付案内、催告を行っています。従来の訪問や電話、文書による案内と併せることでより確実に情報を区民の方に届けます。

イメージ



法律事務所への業務委託

従来は納付勧奨、催告等に対して納付がない滞納者の方に対し、「法律事務所」名で催告をしたり、納税相談を行うことで、自主的な納付を促し、効率的な滞納解消を図ります。

[委託先]
弁護士法人ブレインハート法律事務所

ベトナム語・中国語 専門相談員による納付案内

近年多くの外国籍の方が豊島区に転入し、住民税を滞納するケースが増えています。そのため、ベトナム人、中国人の職員を配置し、電話での納付勧奨と窓口での税に関する相談の通訳等により、住民税への理解（住民税の制度、納付義務、納付方法等）の促進と滞納の抑制を図っています。

ファイナンシャルプランナーによる 生活相談業務

税制や住宅ローン、生命保険、年金制度などの幅広い知識を備えた「ファイナンシャルプランナー」による相談を行っています。

住民税の納付が困難な方について、借金、過払い金の債務問題や支出の見直しといった生活改善等の支援を通じて、滞納の解消に繋がります。

第5章—軽自動車税—

- 1 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
 - 2 軽自動車税（収納率）の推移
 - 3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
 - 4 23区別人口に対する軽自動車保有率
- コラム⑩ 軽自動車税の歴史と新たな制度

5

1 軽自動車税（登録台数・課税額）の推移

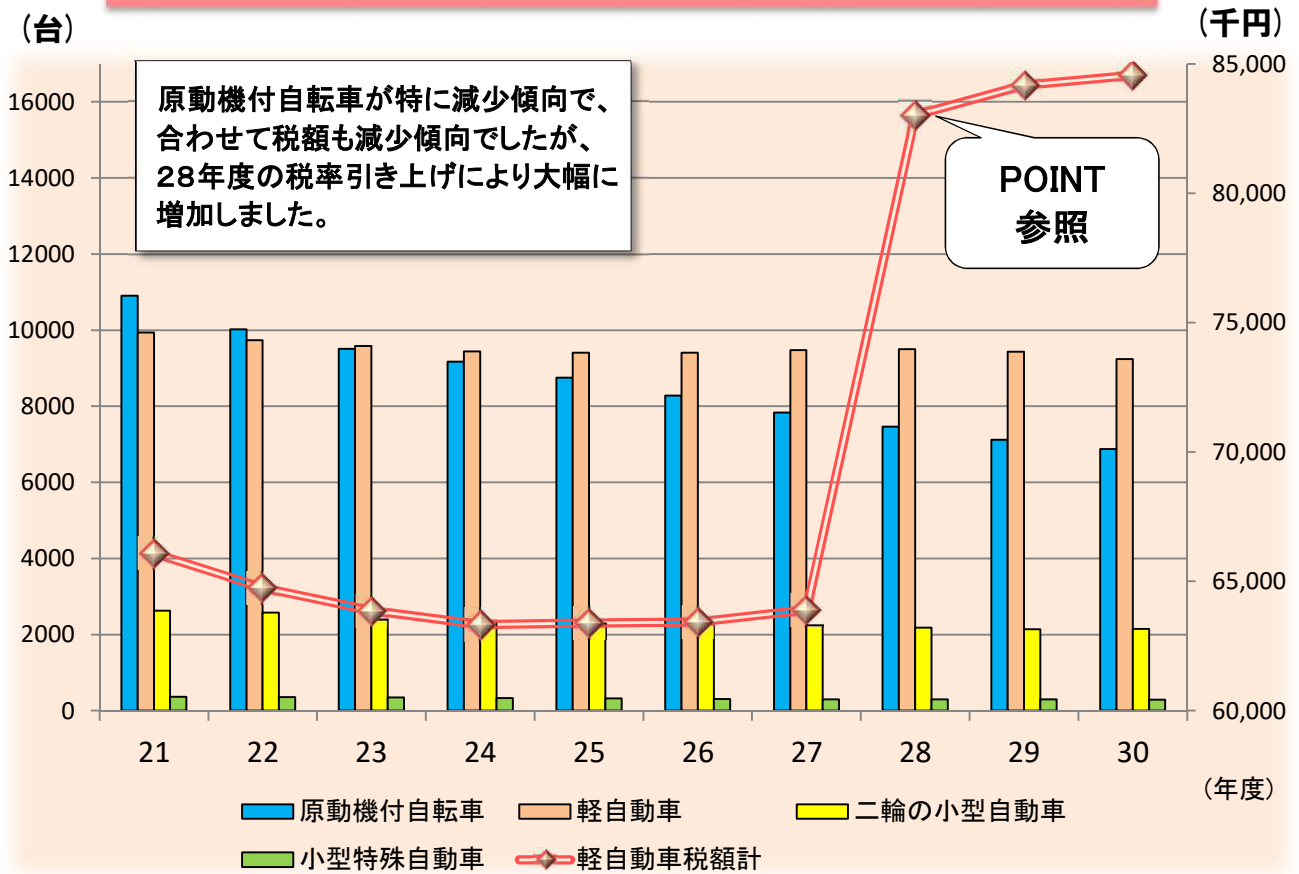


軽自動車税の登録台数・課税額の推移を教えてください。

登録台数の減少に伴い、課税額も減少傾向にありましたが、28年度の税額変更により課税額が増えています。



軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



P O I N T

30年度軽自動車税の登録台数は、全体で約1万9千台で、税額は8千4百万円です。

28年度から標準税率が引き上げられたこと等により、登録台数はほとんど変わりませんが、課税額が大幅に増加しました。

29年度以降も、登録台数はほとんど変わりませんが、グリーン化特例(軽課)適用車の軽減期間が終了し、本来の税率へ移行したことにより課税額が増加しています。

2 軽自動車税（収納率）の推移

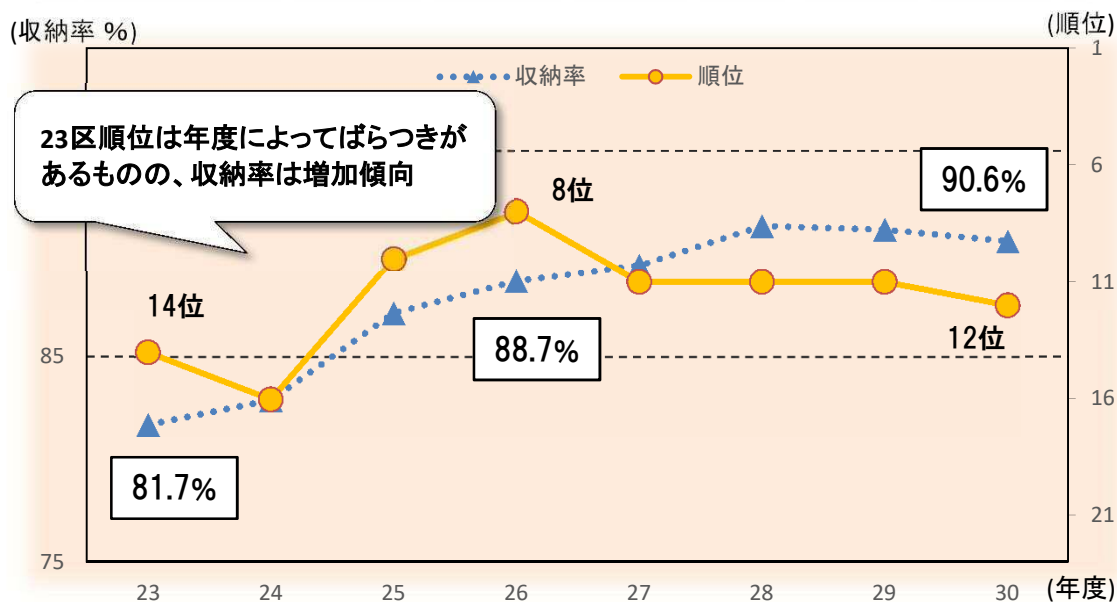


30年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

30年度の収納率は90.6%で、豊島区は23区の中で12位でした。



軽自動車税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法【 $\text{収納額} \div \text{課税額} \times 100 = \text{収納率}$ 】



P O I N T

収納率は平成23年度には81.7%（14位）でしたが、収納推進の取組み等により年々上昇し、30年度は90.6%（12位）でした。

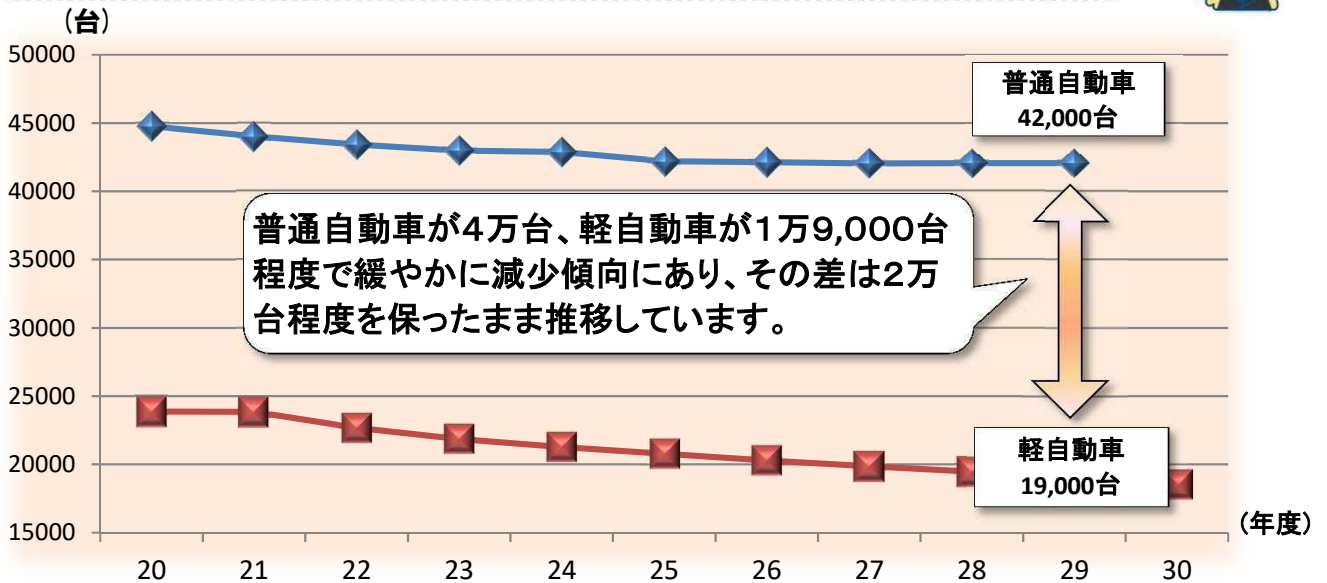
なお、軽自動車税は、納付書その他、コンビニ納付やモバイルレジによる納付も可能となっており、30年度の納付件数を見るとコンビニ納付が約65%、納付書が約34%、モバイルレジが約1%の割合となっています。

3 普通自動車と軽自動車登録台数の比較



豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数は
どちらが多いのですか？

概ね2対1の割合で普通自動車の保有台数の方が
多くなっています。

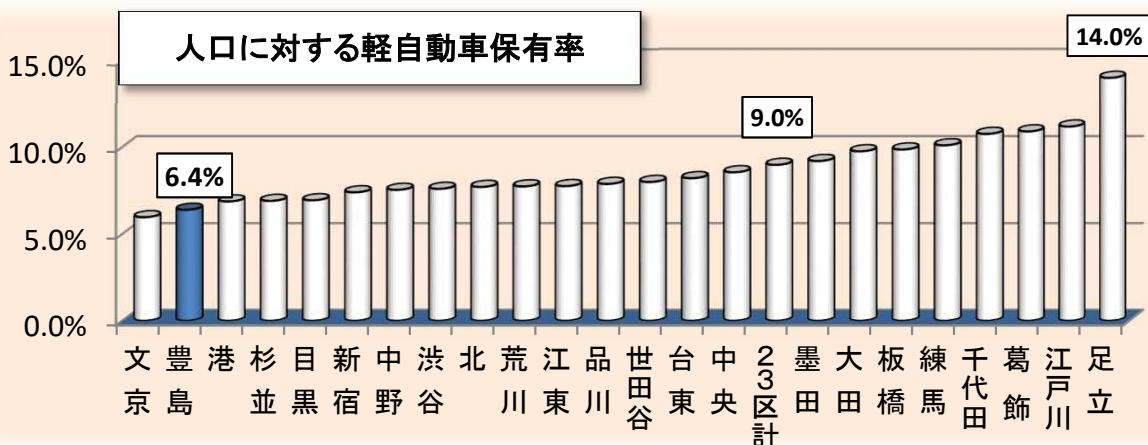


4 23区別人口に対する軽自動車保有率



豊島区では軽自動車を持っている人の割合はどれくらい
ですか？

豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、
23区で2番目に軽自動車保有率が低くなっています。

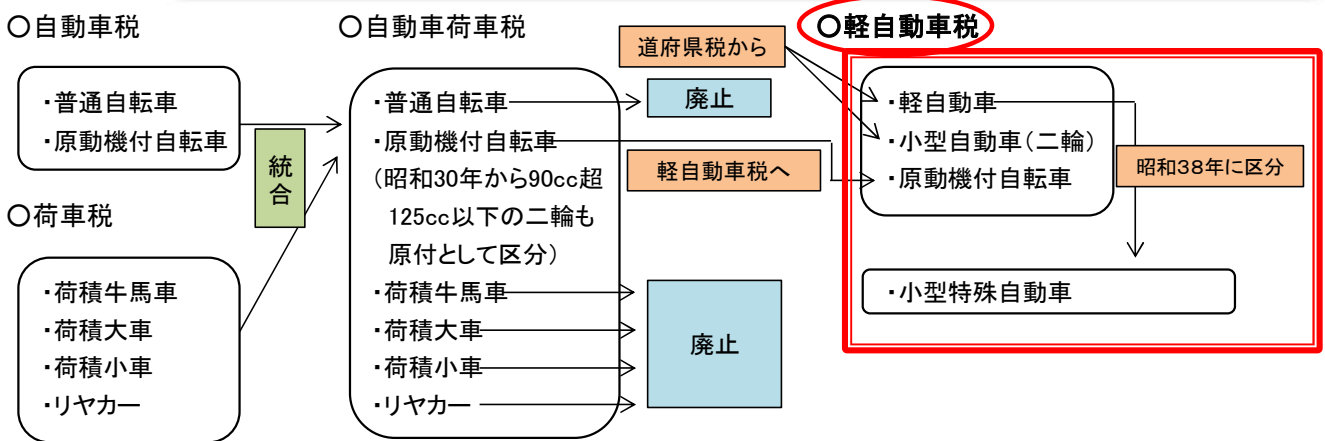


税務概要
コラム⑩

軽自動車税の歴史と新たな制度



昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年

昭和29年

昭和33年

「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照



令和元年10月1日、自動車税の制度が大きく変わりました。

軽自動車に関わる主なポイントは、以下の3つです

1. 環境性能割の導入

令和元年10月1日、これまでの「自動車取得税」は廃止され、新たに「環境性能割」が導入されました。

- ・税率は、燃費性能等に応じて決定され、軽自動車の場合は0～2%となります。(※)
- ・課税のタイミングは、自動車(軽自動車)の取得時(購入時)です。
- ・新車・中古車を問わず対象になります。
- ・これまでの「軽自動車税」は、「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

2. 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

- ・臨時的軽減の割合は、燃費基準達成度等に応じて決定されます。(※)

3. 特例措置の見直し

グリーン化特例(軽課)の見直し

令和3年度及び令和4年度に購入する自家用車について、燃費性能等に応じ購入翌年度に課される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。(※)

(※) 税率や軽減割合の詳細は、総務省のホームページにて、ご覧いただけます。

第6章—たばこ税—

- 1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移
 - 2 たばこ税収入の23区比較
- 3 23区の税収に占めるたばこ税の割合
- 4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）

コラム⑪ たばこ税とは？

コラム⑫ たばこ税率改正について・加熱式たばことは？



1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移

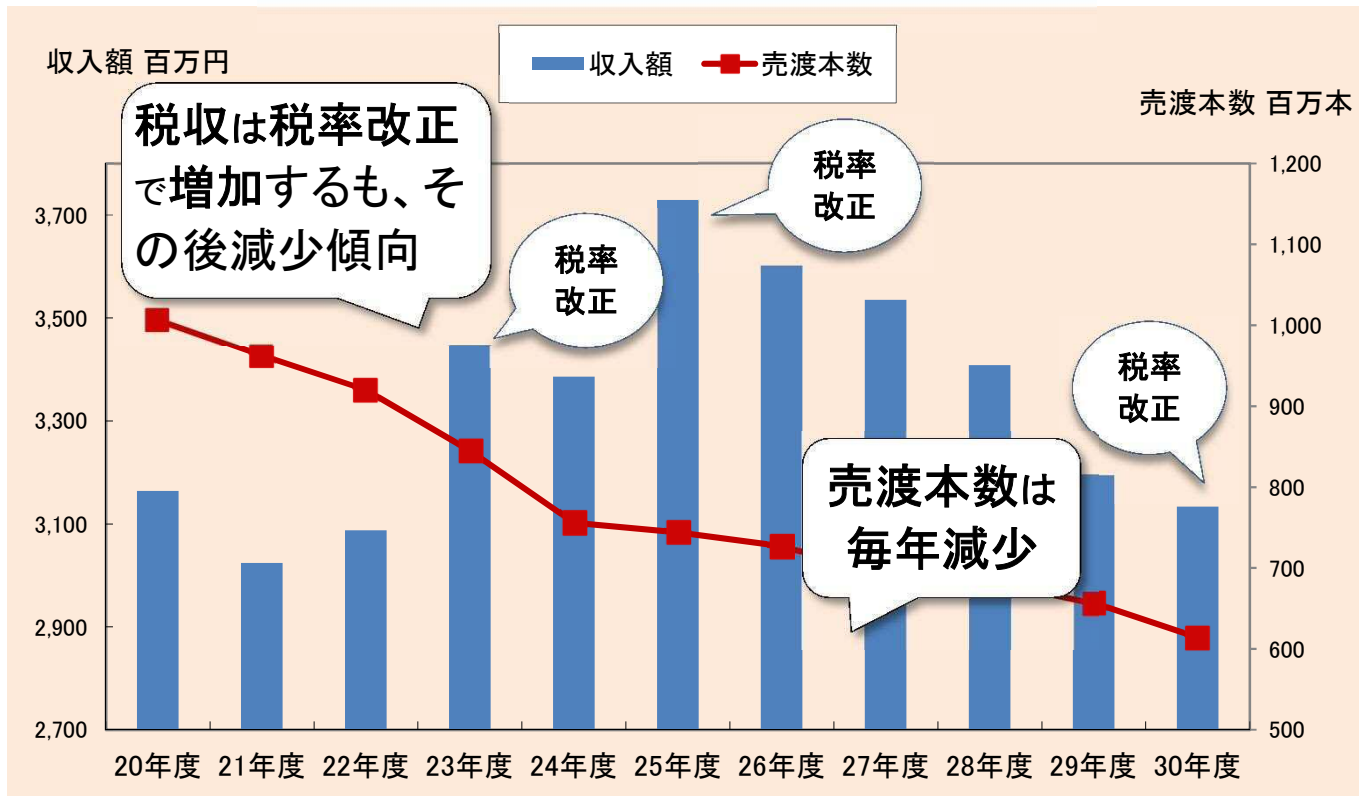


近年、喫煙者が減っていますが、たばこ税収も減っているのですか？

たばこの売り上げは年々減っています。税収は税率の改正により、一時的に増加しますが、ゆるやかに減少しています。



たばこ税の本数と税収の推移



P O I N T

30年度たばこ税の課税額は約31億円、売渡本数は約5.8億本です。

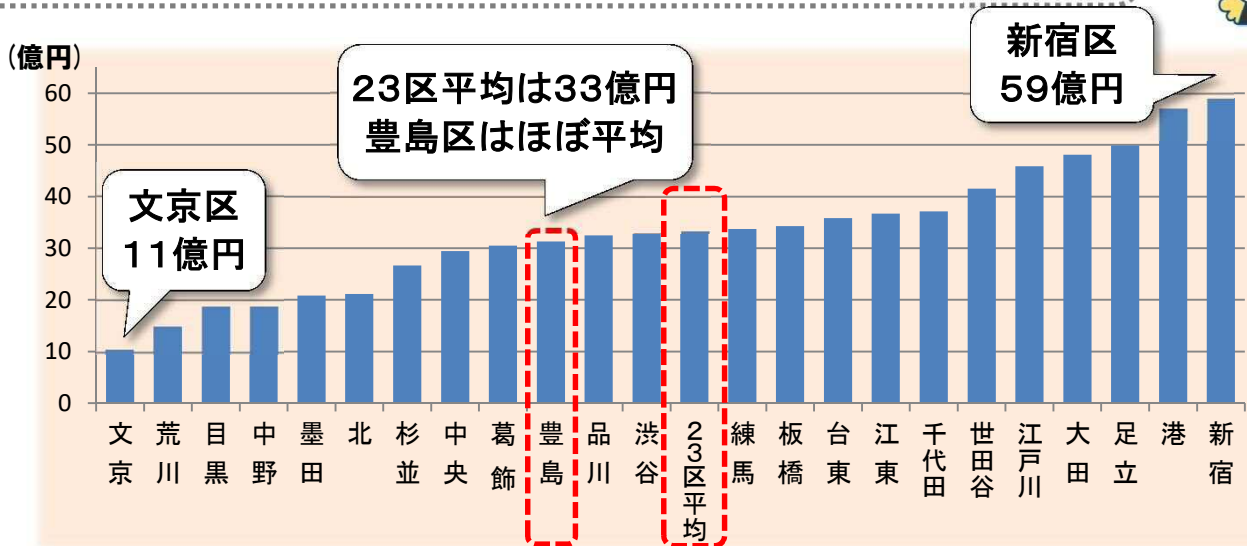
喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。また、28年度から4年間、旧3級品の手持ち品課税が実施されています。さらに、30年10月1日からは、再度たばこ税の税率が引き上げられました。この改正は、4年間かけ3段階に分けて実施されます。

2 たばこ税収入の23区比較



23区のたばこ税収入の状況を教えてください。

最も税収が多い新宿区と、最も低い文京区では48億円の差があります。
豊島区は31億円で、ほぼ23区平均と同じです。

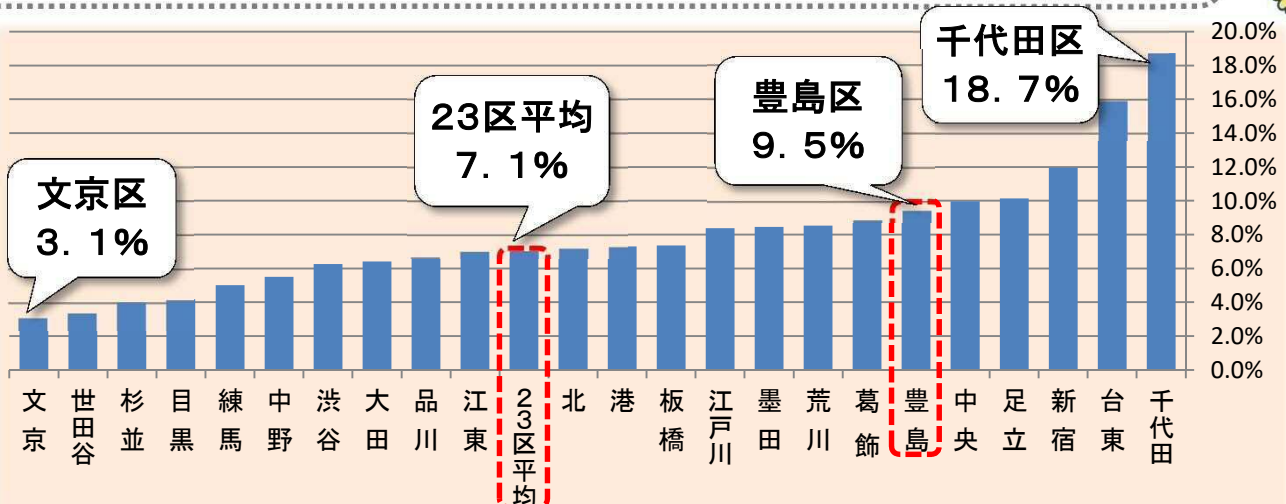


3 23区の税収に占めるたばこ税の割合

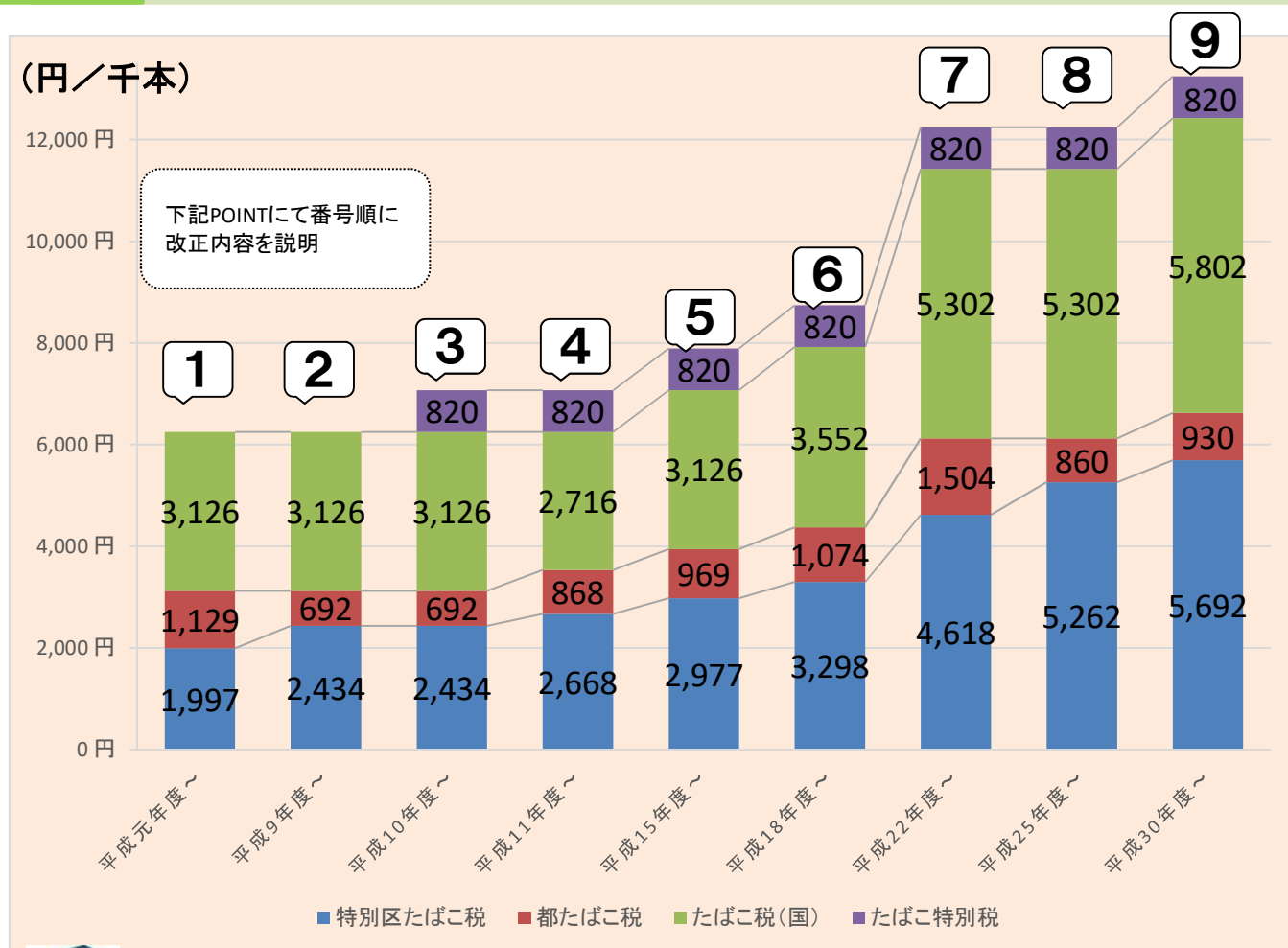


たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

最も割合が大きい千代田区では、税収の約5分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では3.1%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



4 たばこ税率の変遷（旧三級品除く）



P O I N T

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。
- ⑨30年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。(R2年、R3年も税率改正があります)

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

なお、旧三級品の特例税率の廃止に伴い、28年度から4年間手持品課税が実施されています。

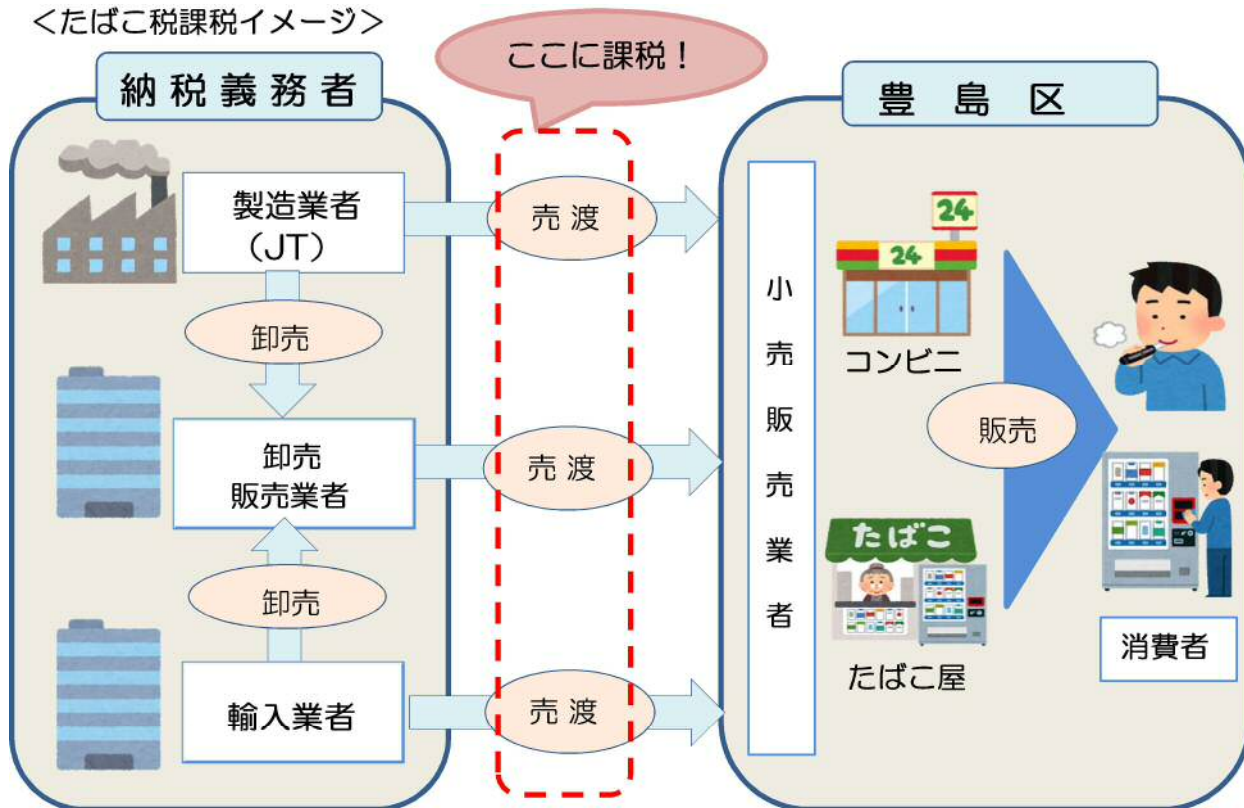
税務概要
コラム①

たばこ税とは？

課税概要

納税義務者	たばこ製造者（JT）または輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

<たばこ税課税イメージ>



たばこ税率

【1箱20本入りの場合】

区内の売り上げが多くなれば、豊島区の収入が増えることとなります。



税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	113.84円	5.692円
都たばこ税	18.60円	0.930円
国たばこ税	116.04円	5.802円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	35.55円	1.7775円
合計	300.43円	15.022円

国税

地方

たばこ税率改正について

たばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、製造たばこに係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられています。これに伴い、たばこ販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計20,000本以上のたばこを販売のために所持している場合には、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。
 ※旧三級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、ウルマの6銘柄）については、平成28年より4年間かけて税率が改正され、手持ち品課税が実施されています。

税の種類	税率（1,000本あたり）			
	平成30年 9月30日まで	平成30年 10月1日から	令和2年 10月1日から	令和3年 10月1日から
特別区たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
都たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
国たばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
合計	12,244円	13,244円	14,244円	15,244円

4年をかけて、1本あたり3円増税されます。



加熱式たばことは？



加熱式たばこは、葉たばこを燃やすのではなく加熱して発生した蒸気を吸う製品たばこのことです。近年、新しいたばこのスタイルとして販売され、急速に市場での拡がりを見せています。

たばこ税は、製造たばこの本数を基準にしており、加熱式たばこはその重量を本数に換算（1グラム=1本）として計算していました。加熱式たばこは、基準となるたばこ葉の重量が製造たばこに比べて少ないために、製造たばこより課税額が低額となっていました。

そこで、平成30年より、「重量」と「価格」を製造たばこの本数に換算する方式に、5年間をかけて段階的に移行しています。

令和元年10月1日～令和2年9月30日の本数換算

次のイ～ハの合計本数によります。

- イ その重量（フィルター等を含む。）1gを1本に換算した本数に0.6 を乗じた本数
- ロ その重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算した本数に0.4 を乗じた本数
- ハ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に

第7章—狭小住戸集合住宅税—

- 1 狭小住戸集合住宅税の課税概要
 - 2 税創設の経緯
 - 3 税収の推移
 - 4 税による効果



1 狭小住戸集合住宅税の課税概要

狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）

とはどのような税ですか？



30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。



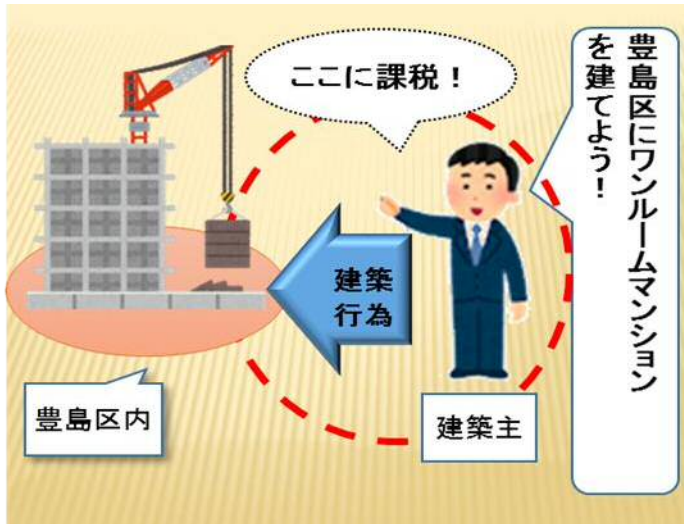
① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

② 課税対象・税率

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等を行うときに課税。

税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定
されている税

法定外税

狭小住戸
集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に
新設した税

普通税

特にその使途を特定しないで
徴収される税

ex. 住民税など多数の税

目的税

税収の使いみちが決まっている税

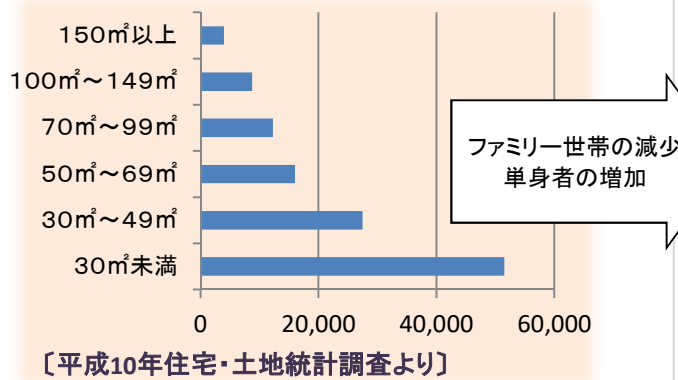
ex. 入湯税

特定施設の整備や、観光の振興に
要する費用に充てる

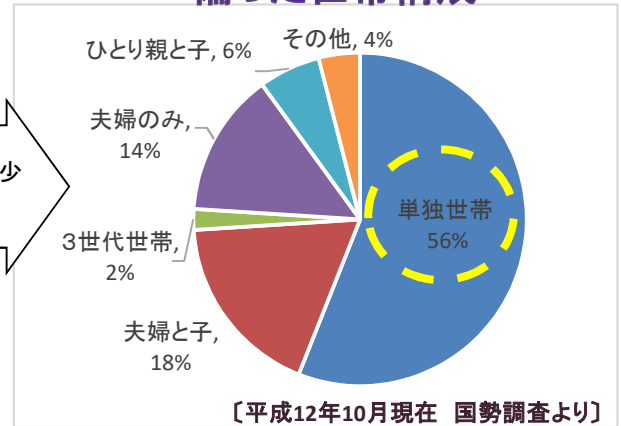
2 税創設の経緯

豊島区特有の住宅事情、世帯構成

狭小なものに偏った住宅ストック



偏った世帯構成



- ・30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- ・小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新設の同意

”平成16年6月”から本税の条例を施行

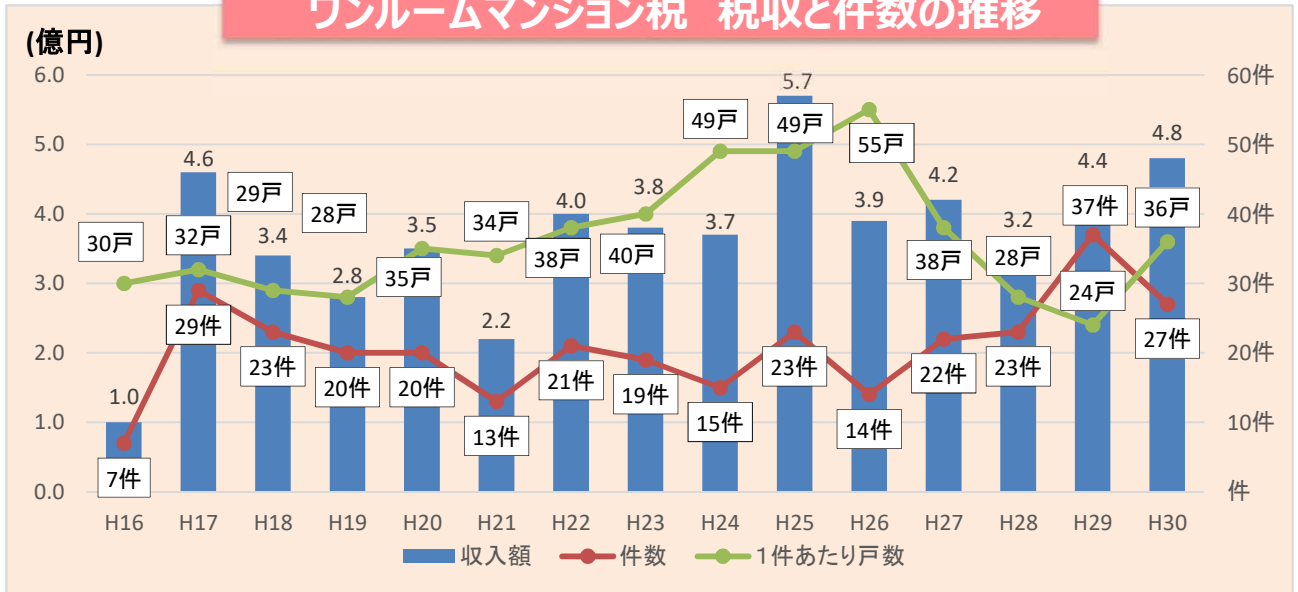
税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年、平成30年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**令和5年まで本税が継続することが決定**しています。

3 税収の推移

狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。

平成16年の税施行から30年度までの15年間で約55億円、313件の収入実績があります。1年平均で約3.7億円の税収です。

ワンルームマンション税 税収と件数の推移

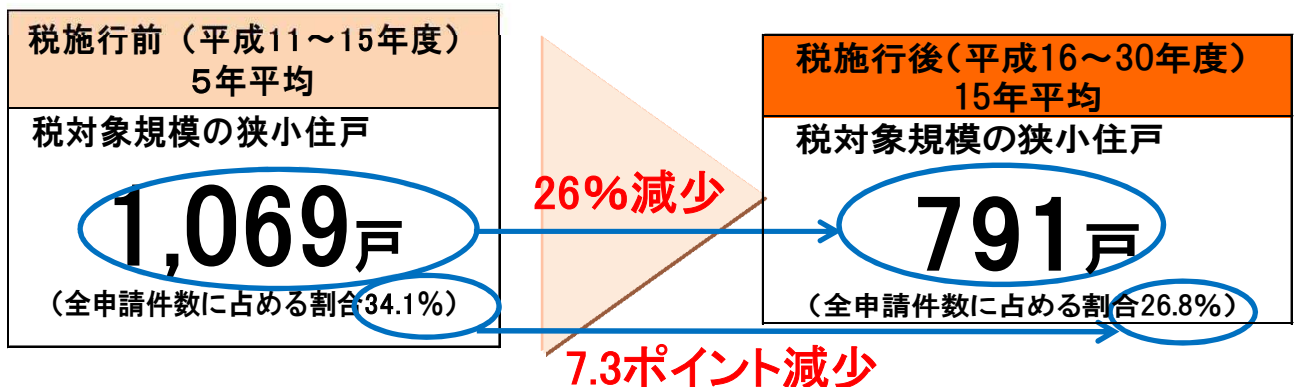



4 税による効果

狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？


税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。

税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…





使用データ



1-1 豊島区の収入【30年度決算】

(単位;千円)

区分	金額	構成比
歳入合計	131,628,901	100.00
特別区税	33,054,714	25.11
地方譲与税	425,942	0.32
利子割交付金	124,604	0.09
配当割交付金	415,624	0.32
株式等譲渡所得割交付金	340,175	0.26
地方消費税交付金	6,549,051	4.98
自動車取得税交付金	253,075	0.19
地方特例交付金	107,514	0.08
特別区交付金	32,664,959	24.82
交通安全対策特別交付金	24,367	0.02
分担金及び負担金	1,338,931	1.02
使用料及び手数料	3,322,173	2.52
国庫支出金	21,091,235	16.02
都支出金	9,920,901	7.54
財産収入	509,771	0.39
寄附金	305,110	0.23
繰入金	16,680,333	12.67
繰越金	243,499	0.18
諸収入	3,857,224	2.93
特別区債	399,700	0.31

1-2 特別区(23区)の収入【30年度決算】

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位
千代田	19,816,187	38,957,540	58,773,727	33.7%	5
中央	29,511,731	62,687,354	92,199,085	32.0%	9
港	78,379,327	69,043,774	147,423,101	53.2%	1
新宿	49,409,385	97,141,694	146,551,079	33.7%	6
文京	33,665,666	70,514,220	104,179,886	32.3%	8
台東	22,514,786	80,250,014	102,764,800	21.9%	16
墨田	24,635,767	97,145,809	121,781,576	20.2%	19
江東	52,174,058	142,114,962	194,289,020	26.9%	11
品川	48,566,603	123,501,821	172,068,424	28.2%	10
目黒	45,090,769	55,620,981	100,711,750	44.8%	3
大田	75,174,817	207,817,449	282,992,266	26.6%	12
世田谷	122,430,223	186,978,343	309,408,566	39.6%	4
渋谷	52,599,024	54,333,082	106,932,106	49.2%	2
中野	34,253,903	106,681,230	140,935,133	24.3%	15
杉並	66,080,519	130,136,665	196,217,184	33.7%	7
豊島	33,054,714	98,574,187	131,628,901	25.1%	14
北	29,391,945	120,535,534	149,927,479	19.6%	20
荒川	17,553,888	78,506,652	96,060,540	18.3%	21
板橋	46,593,465	169,178,375	215,771,840	21.6%	17
練馬	67,357,129	199,978,987	267,336,116	25.2%	13
足立	49,217,015	242,232,299	291,449,314	16.9%	22
葛飾	34,143,571	170,725,504	204,869,075	16.7%	23
江戸川	54,758,518	212,050,622	266,809,140	20.5%	18
23区計	1,086,373,010	2,814,707,098	3,901,080,108	27.8%	

2-1 特別区税の内訳【30年度決算】

(単位;千円)

区分	税額	構成割合
特別区民税	29,355,472	88.8%
特別区たばこ税	3,132,540	9.5%
軽自動車税	83,202	0.3%
狭小住戸集合住宅税	483,500	1.5%
合計	33,054,714	100.0%

2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	63,295	385,500	30,229,178
平成27年度	27,100,249	3,535,425	63,281	420,500	31,119,455
平成28年度	27,655,302	3,408,054	81,291	323,500	31,468,147
平成29年度	28,447,064	3,195,981	82,993	440,500	32,166,538
平成30年度	29,355,472	3,132,540	83,202	483,500	33,054,714

3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184
平成27年度	153,344
平成28年度	158,558
平成29年度	163,558
平成30年度	167,334

【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905
平成27年度	8,733,222	18,166,638	145,444	27,045,304
平成28年度	8,625,255	18,981,218	127,639	27,734,112
平成29年度	8,258,225	20,078,944	169,093	28,506,262
平成30年度	8,501,150	20,803,842	166,606	29,471,598

3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【30年度】

区名	①特別区民税税額 (平成30年度) (単位:千円)	②人口 (H30.1.1現在) (単位:人)	③納税義務者 (H30.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 納税義務者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	16,387,852	61,269	43,359	267,474	377,957
中央	27,591,795	156,823	97,764	175,942	282,229
港	74,890,376	253,639	146,794	295,264	510,173
新宿	44,823,447	342,297	191,265	130,949	234,353
文京	32,792,367	217,419	125,204	150,826	261,911
台東	19,511,050	196,134	112,455	99,478	173,501
墨田	22,848,212	268,898	152,248	84,970	150,072
江東	48,978,493	513,197	281,594	95,438	173,933
品川	45,653,412	387,622	231,473	117,778	197,230
目黒	44,341,900	276,784	165,882	160,204	267,310
大田	71,093,265	723,341	413,124	98,285	172,087
世田谷	121,755,937	900,107	507,509	135,268	239,909
渋谷	50,426,461	224,680	137,362	224,437	367,106
中野	33,627,135	328,683	192,705	102,309	174,501
杉並	65,557,510	564,489	328,388	116,136	199,634
豊島	30,439,363	287,111	164,859	106,019	184,639
北	27,799,203	348,030	190,060	79,876	146,265
荒川	16,746,378	214,644	112,895	78,019	148,336
板橋	44,345,171	561,713	303,013	78,946	146,347
練馬	65,250,907	728,479	383,790	89,571	170,017
足立	45,684,330	685,447	344,277	66,649	132,696
葛飾	32,380,504	460,423	236,018	70,328	137,195
江戸川	50,445,402	695,366	355,739	72,545	141,805
23区計	1,006,260,379	9,396,595	5,217,777	107,088	192,852

3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【令和元年度当初】

(単位:人)

区分	納税義務者数	構成割合
給与所得者	134,574	83.3%
営業等所得者	6,717	4.2%
その他の所得者	17,175	10.6%
分離譲渡所得者等	3,041	1.9%
計	161,507	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

【納税義務者数】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.2	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0
28年度	人数	83,621	54,954	11,319	149,894
	構成比	55.8	36.7	7.5	100.0
29年度	人数	86,560	56,464	11,682	154,706
	構成比	56.0	36.5	7.5	100.0
30年度	人数	87,632	58,333	12,387	158,352
	構成比	55.3	36.8	7.9	100.0
元年度	人数	88,262	60,404	12,841	161,507
	構成比	54.6	37.4	8.1	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

【所得割課税額】

年度	課税標準額	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0
28年度	金額(千円)	5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
	構成比	19.1	42.7	38.2	100.0
29年度	金額(千円)	5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
	構成比	19.6	42.4	38.0	100.0
30年度	金額(千円)	5,525,386	11,931,047	10,917,770	28,374,203
	構成比	19.5	42.0	38.5	100.0
元年度	金額(千円)	5,584,071	12,235,045	11,628,623	29,447,739
	構成比	19.0	41.5	39.5	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)【令和元年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,517	32.8	16,909	44.3	8,749	22.9	38,175	100.0
中央	35,245	36.3	44,720	46.0	17,170	17.7	97,135	100.0
港	52,077	36.0	58,413	40.3	34,302	23.7	144,792	100.0
新宿	91,640	49.0	73,782	39.5	21,497	11.5	186,919	100.0
文京	52,095	42.0	52,688	42.5	19,259	15.5	124,042	100.0
台東	57,853	52.2	45,098	40.8	7,705	7.0	110,656	100.0
墨田	80,333	53.6	62,334	41.6	7,234	4.8	149,901	100.0
江東	140,340	50.5	114,896	41.4	22,531	8.1	277,767	100.0
品川	109,055	47.5	99,145	43.2	21,458	9.3	229,658	100.0
目黒	73,584	45.3	66,643	41.0	22,219	13.7	162,446	100.0
大田	220,188	54.2	160,518	39.4	26,231	6.4	406,937	100.0
世田谷	245,356	49.2	191,287	38.4	61,601	12.4	498,244	100.0
渋谷	57,684	43.3	53,810	40.4	21,751	16.3	133,245	100.0
中野	104,300	55.2	71,722	38.0	12,755	6.8	188,777	100.0
杉並	171,228	53.2	121,979	37.9	28,700	8.9	321,907	100.0
豊島	88,262	54.6	60,404	37.4	12,841	8.0	161,507	100.0
北	106,190	57.0	71,468	38.3	8,842	4.7	186,500	100.0
荒川	64,452	58.2	40,990	37.0	5,307	4.8	110,749	100.0
板橋	176,835	59.6	106,902	36.0	13,187	4.4	296,924	100.0
練馬	211,664	56.1	140,180	37.2	25,079	6.7	376,923	100.0
足立	209,490	62.3	115,398	34.3	11,569	3.4	336,457	100.0
葛飾	140,760	61.1	81,125	35.3	8,175	3.6	230,060	100.0
江戸川	206,163	59.1	127,494	36.6	14,880	4.3	348,537	100.0
23区計	2,707,311	52.9	1,977,905	38.6	433,042	8.5	5,118,258	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)【令和元年度当初】

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	1,072,251	6.1	3,818,818	21.9	12,558,216	72.0	17,449,285	100.0
中央	2,808,485	10.0	9,914,842	35.2	15,468,466	54.8	28,191,793	100.0
港	4,457,316	5.8	13,669,152	17.6	59,410,108	76.6	77,536,576	100.0
新宿	6,098,253	14.3	15,752,218	36.7	21,022,319	49.0	42,872,790	100.0
文京	3,469,194	10.6	11,493,227	35.0	17,858,347	54.4	32,820,768	100.0
台東	3,725,902	19.5	9,189,829	48.0	6,211,704	32.5	19,127,435	100.0
墨田	4,890,657	21.7	12,278,869	54.5	5,351,776	23.8	22,521,302	100.0
江東	8,271,705	17.0	23,716,460	48.6	16,746,447	34.4	48,734,612	100.0
品川	6,935,489	14.9	20,536,441	44.0	19,180,742	41.1	46,652,672	100.0
目黒	5,338,053	12.2	14,287,570	32.6	24,182,656	55.2	43,808,279	100.0
大田	13,933,477	19.9	32,390,674	46.3	23,680,625	33.8	70,004,776	100.0
世田谷	16,249,429	13.8	40,938,726	34.8	60,576,023	51.4	117,764,178	100.0
渋谷	4,503,032	9.0	11,976,178	23.8	33,801,599	67.2	50,280,809	100.0
中野	6,533,176	20.7	14,436,676	45.6	10,671,213	33.7	31,641,065	100.0
杉並	11,125,188	18.1	25,014,510	40.6	25,455,132	41.3	61,594,830	100.0
豊島	5,584,071	19.0	12,235,045	41.5	11,628,623	39.5	29,447,739	100.0
北	6,345,150	23.5	14,153,336	52.4	6,511,444	24.1	27,009,930	100.0
荒川	3,796,874	24.0	8,087,625	51.0	3,955,110	25.0	15,839,609	100.0
板橋	10,469,021	24.7	20,962,070	49.4	10,971,511	25.9	42,402,602	100.0
練馬	13,019,496	21.2	28,410,295	46.2	20,045,703	32.6	61,475,494	100.0
足立	12,007,612	27.6	22,109,213	50.9	9,322,745	21.5	43,439,570	100.0
葛飾	8,082,655	26.6	15,726,450	51.7	6,596,061	21.7	30,405,166	100.0
江戸川	11,994,228	24.7	24,979,088	51.4	11,640,798	23.9	48,614,114	100.0
23区計	170,710,714	16.9	406,077,312	40.2	432,847,368	42.9	1,009,635,394	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-7 納税義務者の年齢構成【令和元年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合	課税平均額 円
20代	28,699	17.1%	2,540,160,500	8.5%	88,510
30代	40,219	23.9%	6,208,328,500	20.7%	154,363
40代	35,409	21.1%	7,344,767,300	24.5%	207,427
50代	26,249	15.6%	6,747,637,600	22.5%	257,063
60代	17,239	10.3%	3,872,336,500	12.9%	224,627
70代	12,931	7.7%	2,169,153,600	7.2%	167,748
80代	5,736	3.4%	867,863,700	2.9%	151,301
その他	1,638	0.9%	287,232,300	0.8%	175,355

※上記数値は令和元年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119
27年	28年度	6,370	922,564	382,527
28年	29年度	11,297	1,523,634	649,232
29年	30年度	15,091	2,110,171	865,612
30年	元年度	19,822	2,780,232	1,189,707

4-1 収納チャネルの種類と割合【30年度決算】

区分	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	45,886	20.9%
口座振替払い	42,271	19.3%
コンビニ納付	129,057	58.8%
クレジット納付	1,473	0.7%
モバイルレジ納付	679	0.3%
合計(普通徴収)	219,366	100.0%

※上記数値は30年度決算普通徴収における数値である。

4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

年度	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	27.8	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.4	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14
平成26年度	98.0	14	36.6	8	94.2	13
平成27年度	98.3	16	37.1	8	95.3	12
平成28年度	98.2	18	38.4	11	95.8	12
平成29年度	98.2	20	45.1	8	96.4	14
平成30年度	98.2	21	42.3	11	96.4	17

4-3 滞納者の年齢及び滞納額【30年度決算】

【年齢別構成】

(単位:人)

区分	年代	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数		4,921	2,893	1,446	1,000	810	11,070
構成比		44.5%	26.1%	13.1%	9.0%	7.3%	100.0%

【滞納額別構成】

(単位:人)

区分	金額	10万以下	10万超 ~20万	20万超 ~30万	30万超 ~40万	40万超 ~50万	50万超	計
滞納者数		6,995	2,724	726	260	126	239	11,070
構成比		63.2%	24.6%	6.6%	2.3%	1.1%	2.2%	100.0%

※上記数値は令和元年6月1日現在で、平成30年度以前の滞納について抽出した数値である。

4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

区分	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
分割納付者数		6,004	5,419	5,578	5,238	6,253

4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

区分	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
発付数		66,345	62,026	61,003	58,735	57,986
収納件数		34,192	30,901	33,669	33,050	32,016
収納率 (件数ベース)		51.5%	49.8%	55.2%	56.3%	55.2%

【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

区分	年度	H28/7	H28/12	H29/7	H29/12	H30/7	H30/12	R1/7
発付人数		8,413	11,284	7,914	10,249	6,450	8,205	4,468
納付人数		1,724	2,313	1,749	2,238	1,532	2,531	1,385
収納率 (件数ベース)		20.5%	20.5%	22.1%	21.8%	23.8%	30.8%	31.0%

4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

年度	差押件数
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294
27年度	2,336
28年度	2,484
29年度	2,769
30年度	2,442

4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

【口座振替加入者数】

(単位:人)

年度	加入者数
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309
26年度	16,623
27年度	17,424
28年度	18,482
29年度	19,387
30年度	19,941

【口座振替加入率】

(単位:%)

年度	加入率
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6
26年度	22.9
27年度	24.6
28年度	25.9
29年度	28.2
30年度	28.7

4-8 税証明書発行数の推移

【税証明書発行数】【各年度決算】

年度	発行数(枚)
22年度	41,909
23年度	41,825
24年度	46,330
25年度	50,357
26年度	59,750
27年度	61,458
28年度	63,477
29年度	65,100
30年度	59,976

【30年度月別 税証明書発行人数(税務課窓口のみ)】

月	人数(人)
30年4月	1,274
5月	1,344
6月	3,015
7月	2,398
8月	2,044
9月	2,208
10月	1,926
11月	1,530
12月	1,064
31年1月	1,321
2月	1,252
3月	1,401

【30年度曜日別 税証明書平均発行人数(税務課窓口のみ)】

曜日	人数(人)
月曜	98
火曜	87
水曜	83
木曜	78
金曜	77
日曜	18

5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

【登録台数】

(単位:台)

年度	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273
27年度	7,838	9,473	2,258	300	19,869
28年度	7,469	9,501	2,186	298	19,454
29年度	7,123	9,430	2,142	295	18,990
30年度	6,879	9,239	2,145	290	18,553

【軽自動車税課税額】

(単位:千円)

年度	軽自動車税額計
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430
27年度	63,896
28年度	83,003
29年度	84,170
30年度	84,557

5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

年度	普通自動車(※)	軽自動車
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	42,145	20,273
平成27年度	42,044	19,869
平成28年度	42,060	19,454
平成29年度	42,062	18,990
平成30年度	-	18,553

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。

普通自動車の平成30年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【30年度当初】

区名	台数			人口 (H30.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,791	2,926	6,717	62,495	6.1%	4.7%	10.7%
中央	9,689	4,043	13,732	160,598	6.0%	2.5%	8.6%
港	12,453	5,179	17,632	256,563	4.9%	2.0%	6.9%
新宿	17,409	8,147	25,556	345,347	5.0%	2.4%	7.4%
文京	9,123	3,978	13,101	219,656	4.2%	1.8%	6.0%
台東	9,960	6,314	16,274	198,211	5.0%	3.2%	8.2%
墨田	16,039	8,889	24,928	271,154	5.9%	3.3%	9.2%
江東	26,997	13,105	40,102	516,985	5.2%	2.5%	7.8%
品川	21,954	8,962	30,916	392,213	5.6%	2.3%	7.9%
目黒	14,003	5,347	19,350	278,759	5.0%	1.9%	6.9%
大田	48,404	22,663	71,067	728,803	6.6%	3.1%	9.8%
世田谷	49,464	23,026	72,490	906,739	5.5%	2.5%	8.0%
渋谷	12,118	5,071	17,189	226,204	5.4%	2.2%	7.6%
中野	16,861	8,100	24,961	330,922	5.1%	2.4%	7.5%
杉並	24,943	14,312	39,255	568,438	4.4%	2.5%	6.9%
豊島	11,799	6,711	18,510	289,536	4.1%	2.3%	6.4%
北	17,444	9,544	26,988	350,098	5.0%	2.7%	7.7%
荒川	10,224	6,456	16,680	215,486	4.7%	3.0%	7.7%
板橋	35,577	20,107	55,684	565,006	6.3%	3.6%	9.9%
練馬	42,896	30,983	73,879	731,866	5.9%	4.2%	10.1%
足立	52,069	43,994	96,063	688,177	7.6%	6.4%	14.0%
葛飾	28,026	22,301	50,327	462,122	6.1%	4.8%	10.9%
江戸川	44,902	33,024	77,926	697,695	6.4%	4.7%	11.2%
23区計	536,145	313,182	849,327	9,463,073	5.7%	3.3%	9.0%

※台数は平成30年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

年度	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697
27年度	3,535	684
28年度	3,408	657
29年度	3,196	614
30年度	3,133	579

6-2 たばこ税収入の23区比較【30年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収入 (平成30年度決算)
文京	1,050,353
荒川	1,496,692
目黒	1,881,269
中野	1,883,042
墨田	2,079,844
北	2,115,954
杉並	2,665,872
中央	2,942,816
葛飾	3,047,717
豊島	3,132,540
品川	3,249,659
渋谷	3,295,008
23区平均	3,337,578
練馬	3,373,797
板橋	3,425,416
台東	3,581,673
江東	3,668,687
千代田	3,711,703
世田谷	4,154,218
江戸川	4,584,924
大田	4,811,974
足立	4,987,637
港	5,713,291
新宿	5,910,206

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【30年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,711,703	19,816,187	18.7%
台 東	3,581,673	22,514,786	15.9%
新 宿	5,910,206	49,409,385	12.0%
足 立	4,987,637	49,217,015	10.1%
中 央	2,942,816	29,511,731	10.0%
豊 島	3,132,540	33,054,714	9.5%
葛 飾	3,047,717	34,143,571	8.9%
荒 川	1,496,692	17,553,888	8.5%
墨 田	2,079,844	24,635,767	8.4%
江戸川	4,584,924	54,758,518	8.4%
板 橋	3,425,416	46,593,465	7.4%
港	5,713,291	78,379,327	7.3%
北	2,115,954	29,391,945	7.2%
23区平均	3,337,578	47,233,609	7.1%
江 東	3,668,687	52,174,058	7.0%
品 川	3,249,659	48,566,603	6.7%
大 田	4,811,974	75,174,817	6.4%
澁 谷	3,295,008	52,599,024	6.3%
中 野	1,883,042	34,253,903	5.5%
練 馬	3,373,797	67,357,129	5.0%
目 黒	1,881,269	45,090,769	4.2%
杉 並	2,665,872	66,080,519	4.0%
世田谷	4,154,218	122,430,223	3.4%
文 京	1,050,353	33,665,666	3.1%

7-1 狭小住戸集合住宅税の収税等の推移【各年度決算】

年度	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸
27年度	420,500	841戸	22件	38戸
28年度	317,500	635戸	23件	28戸
29年度	440,500	881戸	37件	24戸
30年度	483,500	967戸	27件	36戸

■ 図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	小林 朝子
	荒井 陵
	沢田 美穂
税務課 課税調整グループ	石井 聡美
税務課 課税第一グループ	関根 康謙
税務課 整理第一グループ	横内 裕汰
税務課 収納グループ	吉田 智美